

第百八十九回国
参議院内閣委員会會議録第十三号

平成二十七年六月十一日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月五日

辞任

酒井 庸行君
滝沢 求君

補欠選任

岡田 直樹君
世耕 弘成君

六月八日

辞任

蓮 舫君

補欠選任

六月九日

辞任

羽田雄一郎君

補欠選任

六月十日

辞任

岸 宏一君
世耕 弘成君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

理事

大島九州男君

委員

上野 通子君
岡田 直樹君
岡田 広君
山東 昭子君
島村 大君
柘植 芳文君
松下 新平君
山崎 力君

石井 準一君
上月 良祐君
藤本 祐司君
山下 芳生君

政府参考人

内閣官房内閣審
議官

内閣官房内閣審
議官

特定個人情報保
護委員会事務局
長

其田 真理君

向井 治紀君

谷脇 康彦君

藤田 昌三君

石破 茂君

有村 治子君

甘利 明君

相原久美子君
芝 博一君
蓮 舫君
若松 謙維君
井上 義行君
江口 克彦君
山本 太郎君
菅 義偉君
山谷えり子君
山口 俊一君
山口 俊一君
甘利 明君
有村 治子君
石破 茂君
藤田 昌三君
谷脇 康彦君
向井 治紀君
其田 真理君

国務大臣

(内閣官房長官)

国務大臣

(国家公安委員
会委員長)

国務大臣

(内閣府特命担
当大臣)

国務大臣

(内閣府特命担
当大臣)

国務大臣

(内閣府特命担
当大臣)

国務大臣

(内閣府特命担
当大臣)

国務大臣

(内閣府特命担
当大臣)

国務大臣

(内閣府特命担
当大臣)

国務大臣

(内閣府特命担
当大臣)

国務大臣

(内閣府特命担
当大臣)

国務大臣

(内閣府特命担
当大臣)

国務大臣

(内閣府特命担
当大臣)

国務大臣

(内閣府特命担
当大臣)

国務大臣

(内閣府特命担
当大臣)

国務大臣

(内閣府特命担
当大臣)

国務大臣

(内閣府特命担
当大臣)

参考人

日本年金機構理
事長 水島藤一郎君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○内閣の重要政策及び警察等に関する調査

(日本年金機構の個人情報流出に関する件)

(政府のサイバーセキュリティ対策におけるNISCの在り方に関する件)

(マイナンバー制度の中小企業等への周知に
関する件)

(特区制度に係る地方自治体の要望への政府の
対応に関する件)

(年金業務に係る外部監視機関設置に関する件)

(新国立競技場の建設に係る進捗状況に関する
件)

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する
法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議
院送付)

○委員長(大島九州男君) いただいたら内閣委員

会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、滝沢求君、酒井庸行君及び岸宏一
君が委員を辞任され、その補欠として柘植芳文
君、岡田直樹君及び島村大君が選任されました。

○委員長(大島九州男君) 政府参考人の出席要求
に関する件についてお諮りいたします。

内閣の重要政策及び警察等に関する調査のため、
本日、本日の委員会に、理事谷脇康彦君外八
名の出席を求め、その説明を聴取することに御異
議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大島九州男君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

○委員長(大島九州男君) 参考人の出席要求に関
する件についてお諮りいたします。

内閣の重要政策及び警察等に関する調査のため、
本日、本日の委員会に参考人として日本年金機構理
事長水島藤一郎君の出席を求め、その意見を聴取
することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大島九州男君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

○委員長(大島九州男君) 内閣の重要政策及び警
察等に関する調査を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。
○山下芳生君 おはようございます。
今日は、答弁者の御都合で私から質問をさせて
いただきます。
まず、日本年金機構の水島理事長に質問をいた
します。

極めて大きな社会問題になっております個人情報
の流出問題ですが、五月二十九日に年金機構全
拠点のインターネット接続を遮断したという事実
経過についての説明が、実際は六月四日十九時ま
でインターネットのメールの接続は続けていたと
いうことが最近になって明らかになって、大きな
問題になっております。そうなりますと、もう既
にこの厚生労働省、日本年金機構が六月四日付
で配付された日本年金機構不正アクセス事案の経
緯というものの信憑性が問われることになってい
ると言わなければなりません。

そこで一つ聞きたいんですが、この事案の経緯
のペーパーの五月十五日のところにごうありま
す。機構、ウィルス除去会社から、新種ウィルスは
外部に情報を漏えいするタイプではないとの解析
結果を受領、機構から厚生労働省に報告したとい
うにあるんですけども、果たしてこれは本当
だったのかと。本当にウィルス除去会社が調査し
た結果は外部に情報を漏えいするタイプではない
という報告が機構の方に来ていたのかどうか。ほ
かにも何かいろいろと説明があったのではないか
ということをご疑わなければならぬ事態になっ
ております。

理事長、このウィルス除去会社からの報告の内
容、どういふものだったのか、述べてください。
○参考人(水島藤一郎君) まず初めに、一昨日、
参議院の厚生労働委員会におきまして、私の答弁
が原因で審議が混乱をいたしましたことにつきま
して、まず深くおわびを申し上げる次第でござ
います。

その上で、御質問でございますが、五月十五日
の解析結果につきましては、御指摘のとおり、外
部に情報が漏えいするタイプのウィルスではない
という報告を受けてございます。その解析結果に
関しましては、その他の解析結果を含めまして現
在捜査中でございます。かつ私どもの解析能力
を示すということにもなりますので、現在開示を
いたしております。

○山下芳生君 解析能力について明らかにするこ

とになるので公表できないということですが、も
う能力がないということがはっきり明らかになっ
てしまったんですね。これ本当に、だから、そう
いう意味では、なぜこんなことが起こったのかと
いうことをしっかりと分析する上でも、ウィルス
除去会社からどういふ報告がされていたのかをや
はり明らかにして、そこにも問題があったのでは
ないかということをやはり社会全体で検証する必
要があると思うんですよ。いかがですか。

○参考人(水島藤一郎君) 今後、厚生労働省に第
三者による検証委員会ができるということになり
ました。その中でも厳しく検証していただくとい
うことになると思いますが、現状では、その内容
につきまして、捜査関係の問題もこれあり、開示
をしていないということでございます。

○山下芳生君 ウィルス除去会社からの報告は捜
査とは関係ないと思いますよ。

それと、内容を詳しくということが明らかにで
きないということだと思っておりますけれども、た
だ、この報告、つまり、新種のウィルスは外部に
情報を漏えいするタイプではないという報告が、
最初、五月八日にNISCから不審な通信が検知
されているという報告があったにもかかわらず、
きちっとした対応を取らなかった一つの大きな要
因になっていると思われるわけですよ、外部に情
報を漏らすウィルスではなかったという報告が
あったとすれば、これは一つの非常に対応が遅れた
ポイントなんです。したがって、この報告自体が
どういふものだったのかということを検証するの
は、今回対応が後手後手に回って百二十五万件も
の個人情報流出したことの検証にとつては、こ
れは不可欠なんです。

そこで、もうちょっと絞って、解析した結果、
全容じゃなくてもいいんですが、主なポイント、
それから解析したウィルス除去会社の名称、それ
からその報告をどういふメンバーで分析したの
か、検討したのか、そういうことをお答えいただ
けますか。

○参考人(水島藤一郎君) まず、ウィルス除去会
社の名称でございますが、これは私どもが直接の
契約ではございませんで、私どもが運用を委託し
ております会社と契約をいたしております。そう
いう意味で、私どもには開示できないという状
況にございまして、その点は御理解をいただき
たいというふうに思います。

それから、どういふメンバーで解析したかとい
うことに関しましては、運用会社のメンバーとそ
れから私どものシステム部門のメンバーが解析を
したということだと思っております。
これでお答えになっておりますのでございませ
うか。

○山下芳生君 いや、どなたが解析したのかと。
役職名、部署名、個人名。

○参考人(水島藤一郎君) それは、組織で対応い
たしておりますので、システム統括部というところ
でございますが、個人名は、恐縮でございます
が、御勘弁をいただきたいと思っております。

○山下芳生君 では、役職名、部署名を言ってく
ださい。

○参考人(水島藤一郎君) 部署名は、システム部
門で対応をいたしております。役職名は、これは
もちろんチームでございますので、それぞれたく
さんおりますし、それぞれ個人が特定されること
になりますので、恐縮でございますが、御勘弁を
いただきたいと思っております。

○山下芳生君 納得できないですよ。もう百二十
五万件もの個人情報、年金機構から漏れちゃった
んですよ、個人情報。漏らしたのは日本年金機
構なんです、意図的じゃないにしてもですね。
その一方で、なぜ漏れたのかを明らかにするため
に必要な情報を出さないというのは、いかにもこ
れは本末転倒だと言わなければなりません。

いろんな報道機関で報道されておりますけれど
も、実際に五月八日のウィルスがどういふもの
だったのかというのはもう明らかじゃありません
か。年金機構の内部資料にはつきりあります。五
月八日、機構に届いた不審メール、二つあると。

一つは、ジェネリック・トロージャン・ドット・
アイ、新種のウィルスで、機能は外部に接続して
ファイルダウンロードする、そういう機能で
す。もう一つは、ジェネリック・バックドア・
ドット・ユー、これも新種のウィルスで、攻撃者
からの命令を送受信するためのバックドアを仕掛
ける、そういう仕組みのメール、ウィルスであつ
たということがはつきり書かれてあります。

ですから、このウィルス除去会社の五月十五日
の外部に情報を漏えいするタイプではないという
この報告自体が事実と違う報告だったということ
がもうはつきり今してきているわけですよ。だ
から対応が遅くなったと。

だから、対応が遅くなったことは許されないん
ですよ。本当にこうだったのかと。もう五月八日
の時点で、そういう漏えいを用意した、そういう
能力を持っているウィルスが送られてきた、感染
したということがはつきりしているわけですか
ら、委員長、私は、にもかかわらず、ちゃんとし
た対策を取らなかった、インターネットの遮断も
遅くなったし、メールはそのままずっと続けてい
たということですから、これは資料要求したいと
思います。

五月十五日にウィルス除去会社から機構に報告
された資料について、当委員会への報告を求めた
い、提出を求めたいと思っております。

○委員長(大島九州男君) 後日理事会で協議をさ
せていただきます。

○山下芳生君 引き続きこれは追及したいと思
いますが、そこで、官房長官にお越しいただいてお
ります。

官房長官、サイバーセキュリティ戦略本部長は
官房長官であります。この年金情報の流出問題に
ついて官房長官が報告を受けたのはいつでしょ
うか。

○国務大臣(菅義偉君) 私が報告を受けたのは、
五月二十九日の夕方です。

○山下芳生君 非常に遅いと言わなければならま
せん。もう我々がメディアで知ることと変わらな

いようなタイミングだったと言わなければなりません。

サイバーセキュリティセンター、NISCが五月八日に厚労省から不審な通信を検知したと、さらに二十二日に同様の不審な通信を検知して、それぞれ厚労省に通知をしております。年金機構では、二十三日に十九台のパソコンから新種のウイルスが検出され、大量のデータが発信されるということが確認されております。

その後、二十五日にサイバーセキュリティ戦略会議が行われているわけですが、この二十五日のサイバーセキュリティ戦略会議に、この日本年金機構の問題、報告されていないでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 二十九日の日の夕方、私受けましたので、二十五日についてはその事案について承知しませんでしたので、その会合では議題にはしておりませんでした。この二十五日に開催されたサイバーセキュリティ戦略本部会議というのは、サイバーセキュリティ戦略についての会合であつたわけでありませう。

ただ、NISCは、五月八日に不審な通信を感じて以降、厚生労働省に対して被害拡大の防止や早期復旧のための措置について必要な助言を行つていたということでありませう。

○山下芳生君 セキュリティ戦略会議の話題にはならなかったということなんですが、それが本当によかったのかということも検証されなければならぬと思うんですね。だって、これだけの、百二十五万件の情報が今ところ漏れたということ、はつきりするところがもう既に起こつていたということですので、その途中でやられたセキュリティ戦略会議に案件として上がらなかった。NISCとしては、厚労省の方にその旨通知して、対策を依頼したということでしたけれども、その程度で終わつたつたということも、これは検証する必要があると思うんですが、結局、結果としては百二十五万件もの個人情報の流出を防ぐことができなかった。

これ、NISCというのは、政府機構に対する

サイバー攻撃に対応する中心的な組織がNISCであつて、そのNISCを中心にして政府機構全体に対するサイバー攻撃に対応しようじゃないかという全体のシステムが構築されたんだと思いますが、残念ながら、NISCから厚労省に通知はあつて、警告はしたんだけれども、その対応がちゃんとされなかった、NISCとしてもそのことをちゃんと対策を取らせ切ることができなかったという点では、これはやはり政府のサイバー戦略全体として、単に日本年金機構あるいは厚労省だけの問題にしないで、NISCを中心とした政府全体のサイバーセキュリティ対策にやはり問題があつたという点もしつかり教訓を導き出す必要があると思うんですが、現時点でどういう教訓を導こうとされているでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 各皆さんのおかげで、議員立法でこのサイバーセキュリティに対しての基本法を作つていただきました。そのことによつて、NISCが今、政府全体を監視をする体制ができたわけでありませう。

しかし、現実的問題としては、それぞれの省庁、例えば今回は年金機構でやるのがこれが原則であります。やつぱり自らの部分は自ら守ると。同時に、NISCは全体を見て、今回のように異常があつたことについて指摘をするのがNISCのまず第一番の役割であります。

しかし、今回、結果的には百二十五万人という名簿流出につながつたわけでありませうので、今厚生労働省の第三者委員会で検証を行つています。ですから、NISCとしてどういう対応をすればよかったのか、そういうことも含めてしつかり検証を、これは当然検証の対象にはしたいというふうに思います。ただ、NISCは厚生労働省にそういう情報漏れがあるということをつつて、様々な助言、相談を受けて対応してきたというところは、これは事実であります。

○山下芳生君 その結果、残念ながら漏えいを防ぐことができなかったもので、今官房長官も検証するということでしたので、その上で、私、このサ

イバー攻撃に対する政府機構を挙げた対策を今後強化する上で、この年金機構の今回の情報流出問題だけではなくて、様々な、これは政府機構だけではなくですけれども、民間の企業も含めて情報漏れが起つていっているわけですね。近くはベネッセからたくさんの情報が漏れました。また、お隣韓国でも、クレジットカード会社から二千万件の個人情報情報が漏れました。これらからしつかり教訓をやつぱり今この時点で引き出す必要があると思ふんです。

私なりにちよつと考える教訓を幾つか紹介して官房長官の認識を問いたいと思うんですが、一つは、情報漏れを一〇〇%防ぐシステムを構築することは、これは不可能だと。この間、当委員会に専門家の参考人の先生三人来ていただいて、ちよつとその日が年金機構の情報漏れが発覚した日だつたんですけれども、そのことも含めていろいろ聞いてみましたけれども、三人の専門家の先生、いずれもシステムで一〇〇%防ぐことは不可能だという御認識でした。

まずこの一点、これです大事な教訓にする必要があると思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) これは、そうしたサイバー攻撃に対して防御が進んでいると言われる米国でも、先般、四百万人の、人事局ですか、の流出がありました。ですから、そこは、今委員から指摘がありましたけれども、そういうものであるということの基本にしてその防御体制をつくることは大事だとこれは認識しています。

○山下芳生君 もう一点、たとえば完璧に近いシステムを構築したとしても、それを扱う人間の問題があると思ひます。

意図的に情報を盗んだり売ったりする人間が一人でも入れば、そこから大量の個人情報流出する危険性があるし、また実際にそういう形で流出が起つていっているケースが少なくありません。ベネッセもそうでした。韓国のクレジットカード会社の情報漏れもそうでした。内部の情報を扱う部署にいた人が、残念ながらそういう不心得者だつたと

いうことではありません。

ですから、人間の問題もこれは非常に大きな問題として教訓化する必要があると思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) そこについても十分チェック体制を取る必要があるというふうには思ひますし、それとまた、こうした流出に対しての犯罪、犯罪者に対しての罰則も含めて、そこは研究する必要があるだろうというふうには私は思ひます。

○山下芳生君 これは答弁を求めませんけれども、年金機構問題でも非正規化が非常に大きな問題になりました。それから、ほかの事件でも、委託会社だとか非正規の人たちが、やはりこれ物すごいお金になつていっているわけですよ、売買されているんですね。そこが、身分が不安定なそういう人たちが情報を大量に扱う部署にいて、このリスクというのやはり考える必要があると思ひます。三つ目に、これ大事なことですけど、一度漏れた情報は取り返しが付かない、流通され、売買されるという問題であります。

ベネッセで流出した個人情報、その後、名簿屋を介して、英会話教室あるいは通信教育事業などなどのこれはもう超有名な大手企業に渡つていったということも明らかにあります。ダイレクトメールでやつぱりそういうところから来ているわけですね。

一度漏れたらこれ取り返し付かないことになるんだと、これも非常に大きな教訓だと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(菅義偉君) 全くそのとおりだというふうには思ひます。

○山下芳生君 最後に、私、感じますのは、情報が集まれば集まるほど、集積すればするほど攻撃されるリスクが高くなるというのも大事な教訓ではないかと。

つまり、巨大企業とか行政機構とか、たくさん集まるところこそ攻撃されやすい。なぜなら、その方が利用価値が高いからで

す。ですから、集まれば集まるほどリスクが高くなるというののも一つの教訓だと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣 菅義偉君 当然、いわゆる犯罪者はそうしたことを考えてこれは犯行に及ぶでしょうから、そうしたことに對しての何重ものチェック体制というのは必要だろうというふうに思っています。

○山下芳生君 今、四つの私なりに考えた心配点、教訓、大體官房長官とも認識を同じにすることができました。

そこで考えると、マイナンバーなんです。マイナンバー制度は、今言った四つの心配、リスクを全部含めて高くする危険性があると思います。

年金機構とマイナンバーの結合は、山口大臣、官房長官含めて政府挙げて、この問題の原因究明と対策がはつきりしないうちは見合わせるということをもう政府として方針とされています。それは当然だと思っています。

しかし、それにとどまっていいたいかと。それ以外の政府機構が全部一つの一元化される情報網をつくることを今やちゃちゃていいのかと。さっき言った四つのリスクが全部一気に高くなっちゃうと。

これ、私は、そういう点は、今改めてこれだけの大きな問題が出ているときに、マイナンバーの実施そのものを中止する、見直すということも真剣に検討すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣 菅義偉君 マイナンバー制度は、やはり国民生活にとって極めて重要な基盤づくりであるというふうに考えています。個人情報保護にも万全を尽くしながら、この番号の利用開始に向けてそこは準備をしていきたいというふうに思っています。

○山下芳生君 残念ながら、そこに対する今国民の心配が高まっておりますので、しっかりとこれは懸念を払拭し切ることが恐らくできない状況が今起こっているんだと思いますので、これ、真剣

な検討を要請したいと思っています。

済みません、有村さん、今日来ていた、だいて、マタニティーハラスメントの問題を開かせていた、だく予定でしたが、もうあと二分しかございませんで、また次回にしたいと思っています。

○山本太郎君 おはようございます。生活の党と山本太郎となかまたち共同代表の山本太郎です。今回の漏れた年金問題、年金情報漏えい事件について、内閣サイバーセキュリティセンター、NISCに質問いたします。

谷脇副センター長、NISCの情報統括担当者

の説明では、五月八日にNISCは不審な通信を検知して、厚生労働省の政策統括官付情報政策担当参事官室に通報した。情報政策担当参事官室は年金局に連絡、年金局は日本年金機構に連絡をしました。日本年金機構は調査の結果、標的型メールの攻撃を受け、PCが感染したことを確認、そのことを厚生労働省年金局に報告、年金局は情報政策担当参事官室に報告、参事官室はNISCに報告しました。全て五月八日のことでした。

日本年金機構が標的型メールに攻撃され、PCが感染した事実、これは情報セキュリティインシデントと言うそうですが、NISCの情報統括担当者によると、その事実を五月八日、その日のうちに、システム上、谷脇副センター長も高見澤センター長も知り得る状態にあったと昨日の質問レクの際には説明がありました。実際に谷脇副センター長が日本年金機構が標的型メールで攻撃を受けPCが感染した事実を知ったのはいつでしょうか。

○政府参考人(谷脇康彦君) お答え申し上げます。NISCにおきましては、今委員から御説明ございましたように、五月の八日に不審な通信を感じて以降、厚生労働省に對しまして被害拡大の防止や早期復旧のための措置について必要な助言を行うとともに、厚生労働省が講じた措置について報告を求めたところでございます。

委員お尋ねの、私を含みます特定の職員が今回の事案及びその重要度をどの時点で認知したのかという点につきましては、NISCにおけるインシデント対処基準など、これを明らかにすることによりまして具体的に攻撃者を利することとなりますので、お答えは差し控えていた、だきたいと思っています。

○山本太郎君 利することになるんですか、これ、ということは、その日のうちには標的型メールで攻撃を受けたということは気付いていなかったということですね。早く気付けば、別にそれリスクにつながらないじゃないですか。発見されて、すぐその内容が分かったと言った方がセキュリティ上はいいわけですね。それを答えられないということ、恐らくすぐには分からなかった。五月八日にはこの標的型メールで攻撃を受けたということ、これはなかつたということですか。

○政府参考人(谷脇康彦君) NISCといたしまして、五月の八日に本件事案につきまして、インシデントとして認知をしたということは間違いない事実でございます。

非常に多くのインシデントが日々発生をしているところでございますけれども、NISCの中におきましてインシデント対処基準におきまして、どのレベルに重要度に応じていくという内規がございます。その具体的な、どういうタイミングでどこまで上げたのかという点については、お答えを差し控えていた、だきたいと思っています。

五月八日にNISCとしてはインシデントを認知していたというのは間違いない事実でございます。

○山本太郎君 NISCとしてはそうですけれども、谷脇副センター長はどうなんですか。いつ知ったんですか。五月八日のうちにどう知っていた。

○政府参考人(谷脇康彦君) 繰り返しで恐縮でございますけれども、私のところでどの時点で認知をしたのかと、これはインシデントをNISCがどの程度重篤であるというふうに認知したかとい

うことと密接に関連をいたしますので、お答えは差し控えていた、だきたいと思っています。

○山本太郎君 そうですか。何かこの情報セキュリティインシデントということに関して、三日に一回ぐらいあることなんですか、三日に一回ぐらい。日常的にあるもので、だから、どつちかという、これもまあいつもどおりの三日に一回のやつかなという認識、だつたかもしれないし、五月八日には気付いていなかったのかもしれないです、すよね、いつものこと過ぎて。

次に参ります。

お手元の配付資料を御覧ください。これは、今年の二月十三日、第一回サイバーセキュリティ対策推進会議で配付された重大インシデントへの対応等についてという資料です。一ページと四ページにございましてサイバーセキュリティ戦略本部重大事象施策評価規則の第一条、特定重大事象の二項に、「情報の漏えいを伴う事象であつて、国民生活又は社会経済に重大な影響を与え、又は与えるおそれがあるもの」とあります。

今回の事案、これに当たるとNISCの担当者から説明を受けました。副センター長、そのとおりですか。

○政府参考人(谷脇康彦君) 今委員御指摘のとおり、サイバーセキュリティ基本法の第二十五条第一項第三号におきまして、サイバーセキュリティ戦略本部の事務といたしまして、国の行政機関で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象に對する原因究明のための調査、これを行うこととされているところでございます。

この事務の処理要領を定めるために、今御紹介がございました本年二月の第一回のサイバーセキュリティ戦略本部におきまして、サイバーセキュリティ戦略本部重大事象施策評価規則を決定をしております。その中で、サイバーセキュリティに関する重大な事象につきまして特定重大事象と定義をいたしまして、その一つの類型として、情報の漏えいを伴う事象であつて、国民生活又は社会経済に重大な影響を与えるものというも

のを掲げているところでございます。

今回の事案でございますけれども、国の業務でございまして年金業務を厚生労働省と年金機構が一体的に提供しており、かつ百万件を超えるという国民の個人情報漏えいしている、国民生活に重大な影響を与える特定重大事象として政府を挙げて対応するよう官房長官から御指示を受けたところでございます。

○山本太郎君 ありがとうございます。そのとおりだということを説明していただいたんですよね、今。

一昨日のレクでのNISCの情報統括官、担当者の説明では、五月十九日、日本年金機構が警視庁高井戸署に相談及び捜査依頼をした日です。この日の夕方、同じ日の夕方に行われたNISCと厚生労働省の打合せの席で、NISCは日本年金機構が警視庁高井戸署に捜査依頼した事実を知り、NISCは危機意識を持ったという説明、このような説明をいただきました。

けれども、昨日、この説明、全面的に訂正されちゃったんですよ。ころころ変わるんですね、言うことが。もう三回か四回レク受けているんですけど、毎回毎回訂正入って、一体どれなのという、迷ってるの、まだ、という話なんです。昨日の説明では、警視庁高井戸署への捜査依頼の事実をNISCが知ったのは五月二十九日だと。五月二十九日だつて言うんですよね、この捜査依頼の事実をNISCが知ったのは。じゃ、昨日の説明も違っちゃったということかな。もうびっくり仰天なんですよ。どれが本当か分からないという話なんです。

谷脇副センター長、日本年金機構が標的型メールの攻撃を受け、PCが感染したという事実を知ったとき、危機意識を持たれましたか。そして、それと併せて、その捜査依頼の事実をNISCが知ったのは五月二十九日ということりで間違いないでしょうか。

○政府参考人(谷脇康彦君) 委員御指摘の本事案につきまして、日本年金機構が五月十九日に警

察へ相談をしたということについて、NISCとして報告を受けておりますのは五月二十九日でございます。

○山本太郎君 一つだけ答えていただきました。もう五月二十九日ということ確定なんですね、警察。遅いな、これ。政府がこのサイバーセキュリティというものに對してやっぱり責任を持つていくといつてつくられた部署が、その警察に通報したということを知ったのが二十九日だったって、へえ。

もう一個聞きたかったことなんですよ。要は、日本年金機構が標的型メールの攻撃を受けたと、PCが感染したという事実を知ったとき、危機意識、御本人、持たれましたか、谷脇さん。

○政府参考人(谷脇康彦君) 五月二十九日でございますけれども、その日の午後、私も含めて、厚生労働省から本件の事案、具体的には個人情報報告が大量に漏えいしているという事実を報告を受けたところでございまして、当然、非常に深刻かつ重大な事案であるというふうに認識をしたところでございます。

○山本太郎君 警視庁高井戸署への捜査依頼の五月十九日、その二日後、五月二十一日には第二回サイバーセキュリティ対策推進会議が開かれた。このとき、谷脇副センター長が説明者でしたよね。その四日後の五月二十五日にはサイバーセキュリティ戦略本部第二回会合が開かれた。谷脇副センター長、五月二十一と二十五、この二回の会議で、今回の事案、どうして報告しなかったんですか。

○政府参考人(谷脇康彦君) お答え申し上げます。五月の二十一日のCISO等連絡会議、それから二十五日のサイバーセキュリティ戦略本部でございまして、この二つの会議の前に、NISCとして日本年金機構が警察へ御相談をされたという点について、先ほど申し上げましたように、御報告は受けておりません。この二つの会議の前に御報告をいただければ、会議の議題と

する可能性というのは当然あったというふうに考えております。

○山本太郎君 今お話ししているのは、警察に捜査を依頼したと、それによって大量に漏えいしている可能性があるということが分かった。その時点で重大事象に切り替わるわけですよね。でも、その前の情報セキュリティインシデントという段階にはあつたわけですよね。それをどうして二十一日と二十五日の日に報告しなかったのかということをお聞きしたい。

○政府参考人(谷脇康彦君) 一般論として申し上げますと、こうした事案が起きた場合には、当然、その原因を解明していくという過程におきまして、その深刻度、重篤度というものが次第に判明をしていくところでございます。

そういう意味で、二十一日あるいは二十五日の会合の時点で、この重篤度について、他の事案に比べて特にこの事案について報告をこの会議において行わなければならないという認識には至っていないかつたという点がございまして、この点については、私どもとしても真摯に反省をし、今後の改善策を考える必要があるだろうというふうに考えております。

○山本太郎君 それはそうですね。解析していつて深刻度、重篤度というものを聞いていつた、というか、見ていかなきゃいけないのに、それに気付いたのは警察からの情報という話ですもんね。しかも、それ、届出をした十日後に知つたという点でももんね。でも、いつものことだという感覚で二十一日も二十五日も今回の件に関しては会議に出席したということですね。いつものことだったんですよ、認識としては。

○政府参考人(谷脇康彦君) お答え申し上げます。五月の八日に本件事案を認知をしたところでございまして、その後、厚生労働省と私どもNISCとの間で様々な助言を私どもの方からもちまして、その途上にあつたということでございます。本事案の重篤度について十

分な認知を持つには至つていなかったというのがそのときの時点での認識でございます。

○山本太郎君 様々な相談に乗つてきたと、八日に発見されてから。そこから二週間以上たつていても、これ、やばいん違うかと、そのやり取りでも酌み取れなかつたということですよね。なるほど、分かりました。

五月二十一日と二十五日の会議の出席者、今回の事案を知つていたのは谷脇副センター長と高見澤センター長の二人だけだったんですよね。今となつてみれば、二十一日、二十五日の会議において、日本年金機構が標的型メールの攻撃を受け、PCが感染した事実、報告すべきだったよなというふうに思いませんか。

○政府参考人(谷脇康彦君) お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども、警察に報告を年金機構がされたのが十九日ということでございます。当然のことながら、五月の八日に本件事案、NISCとして認知しているわけでございます。その後、被害が大きく拡大したというわけでございます。それから、当然、私どもが取つた対応よりもなるべく前倒しで対応すべきであつたという点については、まさにそのとおりだというふうに思っています。

○山本太郎君 本場に言い方が失礼だったらごめんなさい。一国民として、一視聴者だつたりとか、いろんな立場でこの問題を見たときに、非常に間抜けで、NISCというものが役に立っていないということがはつきりとか分かん。もちろん、権限が少くないというか、もつと本場は権限を広げてということをしていかなきゃいけないんでしょ。けれども、いろんなルールの中で縛られて過ぎていて、いろんなことに踏み込めなかつた。結果、もう見ているだけという状況がほとんどだった。だから、結局、二十九日まで知ることできなかったんですよ。政府のサイバーセキュリティという部分を担っている、この国のサイバーセキュリティと

いう部分を担っているはずのNISCがこんな遅くまで分らなかった。しかも、警察発表をもつてやつとやばいことになっていることに気付くということとは、これ、もうこの組織が存在している理由であるのかと、民間の警備会社の方がもうちょっといいサービスしてくれるんじゃないかなどか思ったりするんですけども。

私は、今回の事件の教訓、インターネット上では情報は基本的に漏れるんだと、情報漏えいが起こることを前提に、個人情報保護、プライバシーの権利、自己情報のコントロール権を確立することが重要だと思っています。副センター長、御見解、いかがでしょうか。

○政府参考人(谷脇康彦君) 委員御指摘のとおり、近年、サイバー攻撃の態様が一層複雑巧妙化している中で、我が国の重要な情報の窃取を意図したと考えられる攻撃が多数発生するなど、その脅威が深刻さを増しているところでございます。こうした状況におきまして、個人情報などの重要な情報の管理に際しましては、システムに対する外部からのサイバー攻撃、それから部内者による不正操作、あるいは人為的なミスなど、様々なリスクを想定し、技術面あるいは運用面で十分な対策を取ることが不可欠でございます。また、これらの対策の不断の見直しにより、セキュリティの質の向上を図っていくことが極めて重要な課題であるというふうに認識をしております。

○山本太郎君 サイバーセキュリティ基本法三十条の国の行政機関、そして三十一条で指定される四十八の特殊法人、認可法人、配付資料の八ページから九ページにその名称がずらずらと書かれております。日本年金機構ももちろん含まれております。

これらの機関、法人で、サイバー攻撃を受けて情報漏えいする可能性のある端末、PC、これ全国に何台くらいあるんですかね。

○政府参考人(谷脇康彦君) お答え申し上げます。サイバーセキュリティの確保という点におき

ましては、今委員御指摘のような端末の台数のほかに、ネットワークがどういふふうな構成になっている等、いろいろな面から検討していく必要がございます。

今お尋ねの特殊法人、認可法人が所有をしている端末の台数について、NISCで一元的に把握をしているというところはございません。

○山本太郎君 これセキュリティ上、この情報が必要のないことなんですか。どれぐらいのPCがあつてということ、セキュリティ上、こういうことを把握していなくてもオーケーなんですか。

○政府参考人(谷脇康彦君) PCの台数でございますが、これ当然、そのネットワークの規模を指示するものでございますので、私どもがそのセキュリティということを考えていく上で、パソコンの台数というものは判断をしていく上での重要な要素の一つであるというふうに認識をしております。

○山本太郎君 じゃ、これ調べてくださいよ。調査してください。してくださいませ。

○政府参考人(谷脇康彦君) この認可法人あるいは特殊法人について、私どもが、一般論としてパソコンの数だけを調査するという立場にはございませんので、必要性を考えながら、必要に応じてそういった調査もしてまいりたいというふうに考えております。

○山本太郎君 その前の答弁では重要である、必要であるという趣旨のことをおっしゃったと思うんですけども、これやらなきゃいけないことなんですよ。やってくださいよ。で、報告してほしいんです。

○政府参考人(谷脇康彦君) お答え申し上げます。セキュリティ対策を考える上で、例えば、特定の組織について例えばパソコンが何台あるということは、当然そのネットワークの規模を指示する、そういった意味においてセキュリティ対策を考える上での重要な要素の一つだというふうに

考えます。しかしながら、概括的にまずは端末の台数を特殊法人、認可法人全体について私どもが把握をするということについては、その調査の必要性も含めて改めて検討が必要だというふうに考えております。

○山本太郎君 議事録で上がった読んでいたから分かると思うんですけども、必要かどうかというのを認めておきながら、必要かどうかをこれから見極めていきたいという、何か非常に変な話になつていっていると思うんです。必要だと思うんです。調査して報告していただけますか、お願いします。

先に行きます。サイバーセキュリティ戦略本部長である菅官房長官、お待たせいたしました。ありがとうございます。

先ほども申し上げました。私は、サイバーセキュリティは、攻撃される、情報漏えいが起こることを大前提に考えなきゃいけないと思うんですよ。官房長官はどう思われますか。

○国務大臣(菅義偉君) 先ほどの山下委員に対してもお答えさせていただきましたけれども、それは、そういうことで防衛体制というものを、それなやならないというふうに思っています。

それで、先ほどの議論の中で私ちょっと申し上げたいのは、NISCの役割でありますけれども、NISCは、NISCの役割でありますから、八日の日に異常な発信があつたということで、そこは指摘しております。その指摘に基づいて、これは年金機構もそういう防衛の会社があるわけですから、そういうシステム会社と連携してそこをやつていたということは事実だというふうに思っています。そして、その対応の仕方についてNISCが助言をしていた、そういうこともこれ事実であります。

これから、今厚生労働省で第三者委員会が開かれて、検証作業行つています。その検証を受けて、果たして、例えば、私、NISCの本部長です。NISCはもちろんですけれども、どうい

うことに問題があつたかということはそこでしっかりと私たち検証させていただいて、これからNISCとして、例えば人員も含めてやらなきゃならないこと、最低これだけはやらなきゃならない、いろんなこと出てきますので、そういうことをしっかりと対応していきたいというふうに思っています。

○山本太郎君 ありがとうございます。

山下先生も言われましたとおり、先ほどの質疑で、マイナンバー、いわゆる共通番号制度、これサイバーセキュリティの面からもリスクが多過ぎるだろうと、今回の漏れた年金問題によって、この国に生きる人々がそう不安に思つていっているんですよ。この計画、マイナンバー制度は中止して、先進諸国が取り組んでいるように分野別の番号制度にすべきだというふうに思っています。

その先に行きたいんですけども、サイバーセキュリティを担っているのは人間なんです。国の機関、また四十八の特殊法人、認可法人、それに地方自治体も加えれば、膨大な数のPC、端末があり、その端末は一人一人の人間が操作している。これらの国の機関、四十八の特殊法人、認可法人、地方自治体の現場で働く職員、社員の中に膨大な数の非正規職員、社員の方々が非常に劣悪な労働環境の中で働かされているという現実があります。官製ワーキングプアの問題です。サイバーセキュリティは実はヒューマンセキュリティ、人間の安全保障の問題であるとも思っています。

官房長官、これ、政府を挙げて取り組むことがヒューマンセキュリティのレベルを上げていく、サイバーセキュリティのレベルを上げていくことになると思うんです。この官製ワーキングプアの問題に対して政府を挙げて取り組んでいただけじゃないか。

○委員長(大島九州男君) 時間ですので簡潔に。○国務大臣(菅義偉君) サイバーセキュリティ攻撃が複雑巧妙化する中で我が国のサイバーセキュリティを確保するには、やはりそれを支え

人材が必要だというふうに思っています。そういう中で、量的、質的にもこれ人材そのものが不足していますので、その対応はしっかりやっていくことが必要だというふうに思います。

今、ワーキングプアの問題、指摘をされました。そこに従事する人に対しても、そこは人材雇用の問題についてもやはりしっかりと対応する必要がありますというふうに思います。

○山本太郎君 補助的な役割と言われながら非正規が正規と同じ仕事をさせられているという現場にこのような情報漏れというものがどんどん広がっていく可能性が高いと思うんです。是非、官製ワーキングプアに対して政府で取り組んでいただきたいと思います。

ありがとうございます。

○井上義行君 日本を元気にする会の井上義行でございます。

まず、日本年金機構理事長にお伺いをしたいんですが、五月八日に報告を受けたとき、あるいは十九日に警察に捜査依頼をしたとき、六月の一日の記者会見までに幾つか公表するタイミングというのはいったいどうなっているのでしょうか、これはなぜ記者会見を開いて公表しないというふうに判断をしたんでしょうか、理事長。

○参考人(水島藤一郎君) 五月八日に不正アクセスが確認されたパソコンにつきましては、直ちにケーブルを引き抜きまして隔離をいたしました。ウイルス対策ソフト会社に解析を依頼するとともに、当該新規ウイルスに対応したいわゆるワクチンの更新版を機構内の全PCにインストールをいたしました。その後、別の不審メールの受信も確認されたわけでございますが、その時点では一応不審な通信は止まったという状況でございます。その後、十八日になりました不審なメールが複数確認されましたので、五月十九日に監視庁に捜査を依頼したということでございます。

この間、機構といたしましては、厚生労働省やその他関係機関と連絡などしながら逐次対応してきたものでありますが、特に情報流出の認められ

ない時点での公表はかえって混乱を招きかねないと考えまして、公表を行わなかったものでございます。

結果的にそれでよかったかどうかについては、今後の調査や厚生労働省による検証の中でこれについては御評価をいただくことになると思います。

○井上義行君 いや、私はそこが非常に今回の認識の甘さだったというふうに思うんですね。やはりこういうときには記者会見を開いて、今こういう対処をしている、そして、国民の皆さん、安心をしてくださいますという中で、この記者会見をすることによっていろんな角度からいろんな質問が飛びますので、その前に準備というものが当然内部で起きてくるわけですね。こういう質問をしたときはこれ対処しているか、こういうふうになったときは報告しているか、こういうものをいろんな想定をして記者会見に臨みますから、やはり、先ほどの質問にもあったとおり、前、五月八日の一台のパソコンは引っこ抜いたけれども、その後、いわゆる遮断をしていたというのはメールはそのままだにしていたという事実はあったわけですから、やはりこういう公開をすることによっていろんな意見を踏まえて内部で検討をして、その対処ができたということとは十分私はあったんだらうというふうに思います。

そこで、今検証作業をしておりますが、塩崎厚生大臣は、機構の理事長を含めて、根源的な理由を調べた上で必要な処分をしたいというふうに言っておりますけれども、やはり今回の責任、トップとして理事長自身、どのような責任を取るつもりでしょうか。

○参考人(水島藤一郎君) まず、このような事態を引き起こしましたことに関しましては深くおわびを申し上げますし、重い責任を感じております。

機構としての対応、もちろん私の対応も含めてでございますが、どのような問題があったかは、今後、厚生労働省に設けられました検証委員会に

おいて検証が行われることになるかと承知をいたしております。そこでの結果を踏まえるということかとはいえますが、最終的には大臣の御判断があるものと考えておまして、現時点で私からのお答えは差し控えていただきたいと思いますというふうに思います。

いずれにいたしましても、まず、このような事態に対して、お客様の年金を何としても守るという観点から、被害が出ないよう組織の全力を挙げて対処してまいりたいというふうに考えております。

○井上義行君 いや、私は、いろんな理事長の言葉を聞いてみると、やはり先ほどの議論にもありましたが、内閣官房からいろいろ報告があり、あるいは厚生労働省が検証しています。そこにやはり日本年金機構のトップとして自分が果たしていく役割という、やはりセキュリティも含めて、あるいは人事、そしてこうした管理も含めて、今お答えを聞いていくと、いわゆる厚生労働省の判断に従います、判断に従いますということですから、やはり日本年金機構という一つの組織があるわけですから、その組織のトップですから、やはりこういう問題について自分たちの責任をどう思っているというふうに思います。

そこで、もう一度お伺いしますけれども、理事長自身の自分の責任というのはどういうふうに感じていらっしゃるか、お伺いします。

○参考人(水島藤一郎君) この事態を招きましたことに関しましては、先ほど申し上げましたとおり、重く責任を感じております。

この間の経緯に関しまして、私なりにどうすべきであったかと、あの時点はどうであったかという点については、この間、日々、自らに問うてきてはございます。そのことがお役に立つという点から、今後には何らかの、私どものこの失敗の経験と申し上げたらよろしいかと思いますが、そのことが今後にも少しもお役に立つように、責任は十分感じ、それはもちろん、決して逃げるもので

はございません。しかしながら、少しでもそこで何かができればという気持ちには持ちながら、今仕事をいたしております。

○井上義行君 一つは、今のどのような原因があるかということ、今後ということがあると思うんですが、いろんなソフトというのがあるんですが、やはりこれはどんどんどんどん新しい、まあイタチごっこということもあります。

そこで、私が提案したいのは、やはり作業するパソコン、いわゆる社内だけで、機構だけで使うLANと一般のパソコンとを分けたらどうかと。つまり、一つのもので作業をし、そしてLANを使っているところからやっぱ情報が漏れていきますので、やはり二つのパソコンを使って作業をするということも考えていかなきゃいけないんじゃないかと思いますが、理事長のお考えをお願いします。

○参考人(水島藤一郎君) 私も度々申し上げてきておりますが、やはりインターネット環境の中にこのようなセンシティブな情報を置いておくことがこのような事態を招いたというふうに認識をいたしております。したがって、機構LANの機能といいますのは、拠点間の情報共有あるいは拠点内の情報共有のためにこのLANシステムを構築してきているわけでございますけれども、この内容について、やはり十分な吟味をしていく必要があったというふうに思っております。

その上でございますが、やはり御指摘のとおり、個人情報等をいかに隔離するかということに関しましては、パソコンのネットワークで新たな、インターネットに接続していない、インターネット環境にないパソコンのネットワークでそのようなものをやっていくのか、あるいは更に効果的なことがあるのかということも含めまして、検証委員会での御議論ももちろんあると思いますので、私どもとしても最も効果的で効果のある方法というのを追求してまいりたいというふうに考えております。

○井上義行君 やはり今回二つのLANを使い分

けていけばこういう問題も起きなかったんだらうというふうにも思っております。

そこで、いろんなマイナンバーの使い方について今いろんな議論が行われていますけれども、やはりこのマイナンバーも同じような仕組みで、一般のLANとマイナンバーのLAN、行政で使うものですね、これ、外部との違いをやはり整えていく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、やはりこうしたときに、二つの使い分けですね。どうしても一般のメールとかそういうものがあるという一方で、やはり業務の秘匿というものがありますので、確かに机に二つのパソコンがあつて作業の仕方が悪いということがあってもいいけれども、やはり一番大切なのは、こうした情報を守つていく、そして国民が、誰もが、いや、安心だねということが必要だということに思いますが、山口大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(山口俊一君) 確かに先生御指摘のように、二つ分けて使うと、非常に有効なやり方なんでしょうか。

政府の統一基準というのがあるんですが、これにおきまして、取り扱う情報の種類等に応じた適切なセキュリティ対策の実施を求めるといふふうなことにしておるわけですが、もう御案内のとおり、サイバー攻撃の大多数は、これはもうインターネット経由で行われるというふうなこと、これを考えてみますと、特に重要な情報を取り扱う情報システム、これをインターネットから分離をするというふうな対策は非常に効果が高いというふうな考えられます。論理的であれ物理的であれ、しっかりとそこは遮断をするというふうなことなんでしょうかと思いますが、いずれにしても、今後、今回の事案、この原因究明の結果等も踏まえて、セキュリティ対策の教訓とすべき点につきましては、これをしっかりと生かした形で対策の改善、これを図っていきたいと思っております。

○井上義行君 是非積極的に、パソコンを二台やつてその情報が守れば、これはやっぱり国民

も安心するだろうというふうに思います。

そこで、例えば今の流出の問題、そしてマイナンバー、様々ないろんな、インターネットを使っている人は比較的、私の子供もそうなんです、意外と分かっているんですね。だけれども、やはり私、いろいろ話を聞くと、商店街とかあるいは中小零細とか、あるいは高齢者、あるいは障害者、あるいはその障害者の家族、いろんなきめ細かな内容の説明とか、こういう形でマイナンバーは使われる、あるいはこういうやり方がある、あるいはこういう情報は個人情報になるというきめ細かな説明というものが必要になってくるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、甘利大臣、こうしたきめ細かな説明方法、具体的にどのようなことを考えているか、お知らせください。

○国務大臣(甘利明君) マイナンバーの制度は全ての住民、全ての事業者に関係するものでありまして、この制度について広く周知する必要があります、御指摘のとおりであります。

これまでも積極的に広報に努めてきておりますが、今年の三月には、広く一般の方に制度を認知していただけるように、テレビCMであるとかあるいは新聞広告なども利用した集中的な広報を実施したところであります。また、幅広い年代の方々にお知らせする観点から、ラジオ、雑誌、そしてインターネットのパナー広告など、様々な媒体を用いて広報をするほか、地方自治体による広報紙での周知も行っております。

また、御指摘の障害者の方々に対しては、厚生労働省から障害者団体を通じて周知に努めるとともに、視覚障害者向けの広報媒体、点字とか大活字広報誌などを活用したり、聴覚障害者向けの相談対応、ファクスでの対応などを行ったりしているところであります。また、個人番号カード、マイナンバーカードにつきましては、視覚障害者のために点字の導入を実施することなどにつきまして、現在、総務省において検討が進められているところであります。

事業者向けには、経済団体と連携をしながら説明会を重点的に開催をしているところであります。特に、これも御指摘の中小零細企業、大企業はともかく、中小零細企業にとってはかなり大変なことではないかということでもありますけれども、この中小零細企業に対しては、どういった点に気を付ける必要があるのか分かりやすく説明したりフレットであるとかあるいは動画を作成をしまして、ホームページに掲載をしますとともに説明会で説明しているところであります。

引き続き、説明会を開催するほか、税務署、年金事務所、地方公共団体等による広報を行いますとともに、中小企業団体、それから税理士会などの関係団体と連携をしまして、マイナンバー制度が広く周知されるよう更なる周知広報を行ってまいります。

○井上義行君 是非こうしたきめ細かな、広報もあれなんです、これ実際にこういうものだよという、口頭でしっかりと伝えていた、きたいというふうな思っております。

そこで、技術的なことをちよつと総務省にお伺いしたいんですが、今回の不正メールの關係で、私、技術的にちよつとよく分からないのが、有線LANと無線LANがあるんですけれども、こうした有線と無線、この例えばセキュリティの違いというか、これをちよつと、私も素人でございますので、是非ちよつと教えてほしいんですが。

○政府参考人(池永敏康君) お答えを申し上げます。

一般に、外部から組織に電子メールが送付された際には、まず組織のメールサーバーで受信した後にLANを経由して端末の利用者に届く仕組みになっているというふうに承知をしております。お尋ねのウイルスを仕込んだメール、いわゆる標的型攻撃メールの被害を受けやすいかどうかといった観点から申し上げますと、經由するLANが無線か有線かによる差異はないものと認識をしております。

○井上義行君 私なんか素人なので、どうしても線が入っていると大量に情報がだつたと入ってくるようなイメージがあるんですけれども、無線だとかパイというのが決まっています、そんなに思いつき出ないんじゃないかなというふうに思うんですが、そこは違うということなんでしょうか。いわゆる無線線が有線線と違って、こうした、メール自体はあるんですけれども、そこから引き抜くときに有線の方がどちらかというと何か大量なデータを持ち出せるんじゃないかと思うんですが、そこは差異がないということでしょうか。

○政府参考人(池永敏康君) 先ほどお答えしたとおりでございますが、基本的には、ウイルスを仕込んだようなメールという、標的型攻撃のメールといったようなことに関しては、基本的に違いはないものだというふうには思っております。

○井上義行君 今、そう差異はないということでございますので、先ほど申し上げたとおり、やはりしっかりと業務用のものととして一般のLANを使い分けていくということになれば国民も安心すると思っております、是非そのことを要望しまして、私の質問を終わりたいと思っております。

以上です。

○江口克彦君 おはようございます。次世代の江口克彦でございます。

今、いろいろとセンシティブな問題が起こっているために、地方創生とか日本を元気にするとか、そういうようなことがちよつと議論がなされているというか、薄れているような感じもするんです。今、様々なセンシティブな問題というものも、これも非常に重要な問題だというふうに思いますが、さきさきながら、このことだけで終始していると、日本全国、非常にこの活性化という意味において今後どうなるんだらうかと。日本の全体の衰退というのはかなり前から起こっている、これはもう毎回毎回大臣にお尋ねをし、またお答えをいただいているわけでありましてけれども、そういう意味で、国家戦略特区というような

観点からいろいろとまたお尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

今、本当に私は日本そのものが文字どおり、小松左京さんの小説じゃありませんけど、日本沈没というような状態になれば大変なことになるだろうというふうにいるという認識を持っているというところでございいます。

昨年の五月に、国家戦略特区が二圏域、それから四団体が指定されて、本年三月に地方創生特区が三団体指定されております。それぞれの指定された圏域あるいはまた団体では取組がなされていると思えますけれども、過去にも構造改革特区や道州制特区など、特区と称するものが数多くあったわけでありまして、いずれも中途半端な感が否めないという感じがするんですね。それ、それのところから緩和ということ、規制緩和ということなども求められるわけでありましてけれども、例えば構造改革特区の場合には、緩和を求める提案は五千件に達するけれども、八割は省庁にはね返されるということですよ。

要するに、前に石破大臣に御質問したときに、私の名前を見て下さい、岩を破るんだと、そういう岩盤規制ということ、岩盤規制を破壊するんだという、そういう思いというものは誰にも負けないというふうなそういうお話がありまして、大変心強いと思つたんですけれども、今の国家戦略特区で二圏域あるいはまた四団体指定されていまして、今までのような要望があつたんですけれども、あるいはまたどこからあつたんですか、あるいはまたどこからあつたんですか。そして、それぞれの要望に対して大臣はどのように対応されてきたのか、それをお伺いしたいというふうに思うんです。

私はずっと道州制に取り組んでいるわけでありまして、たしか平成十八年に道州制特区推進法が成立しているわけです。北海道がそのために高橋はるみ知事を中心にいたしまして、官僚の方に、国の方に、こういうことをやってほしい、ああいうことをやってほしいということを言つて、その中に、例えば都市計画決定の際の大臣の

同意を廃止してほしいと、あるいはまた鳥獣保護に関わる、麻酔銃を撃つわけですね、その麻酔の量とかそういうようなものも国が管理しているんですね、そういうようなものも道でやらせてほしいと言つたら、これは環境庁が拒否ですね。権限移譲困難ということ。それから、都市計画決定の際の大臣同意の廃止、これも国交省と農水省が困難ということで、これは全然行われていない。要するに、北海道は要望出したけれども全然受け付けていないんですね。

そういうようなことからすると、もう全く今、北海道の道州制特区というのは有名無実になつてしまつていくわけですね、戦略特区も、これよほど大臣が闘うというのか、口だけで岩を破る岩を破る、私の名前を見て下さいと言っただけでは、これは何とも前に進まないし、これは効果が現れないどころか、本当にこのままでは日本という国は地方が衰退していつてしまふ。シャッター通りばかりですよ。東京だけでですよ。

もう本当にそのことを考えていただいて、国家戦略特区やるといふことで、また別の機会に質問させてもらいますけれども、地方創生ということを取り組むというその姿勢、安倍内閣はしているわけでありまして、そういう意味で、大臣が今どどのように考えて、本気になつておられるのかどうかですね。口では本気だと言われているけれども、口ばかりで、現実はどうなっているのかという御説明を一度も聞いたことがないんですけれども、それについて石破大臣のお話をお聞き、また御説明をお尋ねしたいというふうに思うということですよ。

○国務大臣(石破茂君) 御指摘いただき、誠にありがとうございます。

これは、特区というのはどれがどれだかよく分からぬみたいな話もございしますが、順番に申し上げれば、構造改革特区は今まで、例えば言えば農業の株式会社等の参入等々、七百八十件の規制改革を行いました。最近御提案が減つてきているという

ことは事実でありますし、総合特区は総合特区で仕組みが十分に動いておりませんので、規制改革の実現には物すごく時間が掛かるねということでもあります。道州制特区については御指摘のとおりでありますし、だからというわけでもないのですが、提案が減りつつあるということでもあります。

国家戦略特区はどうもこれではいかぬねということでも区域会議というものを設定をする、昨日もやりましたが、国が受け身となることなく現場の二一ズは吸い上げるのだと、規制担当省庁が慎重な姿勢を示している場合には、特区諮問会議において総理主導の下で公開の議論を行うということ、規制改革を迅速に実現をしてみたい、こういうことになるわけですが、実際に私自身やってみて、今の例えば農水と国交、あるいは農水と厚労、あるいは経産と農水、いろんな省庁が自説を主張して、結局どちらの主張もそれなりの分があつて何も進まないというのが多かつたというふうに思つております。

これは本当に委員の御指摘をいただければ、本当にじくじたるものはすくあるのですが、もう一度提案の内容といふもの、各省が言っていること、そこをよく突き詰めて、政務でこれはやらなと前に進まないなという感じをすく持つております。事務方は事務方のいろんな理屈がありまして、ここはもう政務で最終的に判断をするという仕組み。そして、できないものがあるとするば、省庁間協議相調わすということではなくて、相調わないに決まつているわけですから、そうすると、なぜできないのかということに向こうが納得しない、これはもうこちらの方が非常に分が悪いということになるんだろと思ひます。

〔委員長退席、理事藤本祐司君着席〕

これ、いつも申し上げますが、私、就任した頃の参議院の本会議で、できません、なぜならはなくては、できるためにはどうするんだということをやらなや駄目だというふうに申し上げましたが、委員御指摘のように、それが何となくまだ

十分に実行されていないという反省は、私自身強く持つておるところでございます。

有権者から選ばれた政務というのは、それだけ有権者に対して責任を負うところ、ところが行政と違うところでございまして、決めたからには責任を負うということで、一つ一つ提案をもう一度政務の手で洗い直すという作業はしなければならぬと思つております。

○江口克彦君 提案と言つても、この戦略特区ができてもう随分日時がたつていまして、あるいはまた、それぞれの地方あるいはまた地域から戦略特区としていろいろ要望が出ていまして、十分に私は思ふんですね、それに対していまだに十分できていないのはどういふような石破大臣お話しされましても、その心意気はよしといたしますけれども、しかし、実際のところ、大臣、官僚に対して立場的に弱い、あるいは弱気というのか、官僚を上から抑え付ける力がないんじゃないですか。

○国務大臣(石破茂君) これは別にこの問題に限らず全て、政治家対、対という言い方はどうでしょうね、官僚といふことはございまして。これは先ほど申し上げましたが、A省ならA省、B省ならB省の意見があつて、それは荒唐無稽なものでもなく、それなりに理屈があるわけでございます。最終的には、力があるとかないとかそういう話じゃなくて、決断して責任を負えるかどうかということでございます。

この規制の緩和といふのは、当然、社会的規制と経済的規制と両方あるものでございまして、私自身は、社会的規制といふのはよほどの理由がない限り緩めることはあつてはならないし、そしてまた、それが自己責任でしようという自己責任に任せられない部分が多大ございまして、私は社会的規制を緩和することに對しては慎重であるべきだと思つていまして、経済的規制を緩和する場合に、それをやつたら何が起るのか、リスクとしてどのようなものが設定されるのか、それを政治として責任を負えるのかどうかというお話でございまして、強いとか弱いとかいふお話ではなく

て、決断するというその判断の問題だと思つてお
ります。

それで、私、逆に先生の御高見をいただきたい
と思つておりますのは、こういう委員会において
一体これはどうなんだろうかという議論が私は
やっぱりいただければ大変に有り難いと思つてお
ります。それぞれ有権者に対して責任を負われま
す議員の先生方が、ここにおいて、例えばこうい
う問題があると、A省とB省でこのように意見が
違うが、これはどうなんだということを、政府の
中だけで完結するのではなくて、やはり議会にお
いてもいろんな御議論をいただくということが、
これはもう与党とか野党とか関係なく、政治の
リーダーシップというのは、やっぱり私は議会に
おいても御発言をいただけると大変にまた有り難
いことだと思つたりいたしております。

○江口克彦君 私は経営者の立場から長い間経験
があるんですけども、今、経済的規制について
はほとんどほとんど、できるだけ前向きに取り組
んでいくべきだというふうに話をされましたけ
ども、経営を進めていくときに、社員から提案が
あるんですよ、ほとんどほとんど、いろいろと。
それで、もう理由はともかく、会社の全体の
大きな流れに関係のないようなことは、多少の問
題があつても社員の提案をほとんど優先させちゃ
うわけですよ。決めていつて、もうほとんどんや
うやろうやろうということを決めていくべきです
よ。そうすると、社員の方もやる気が出るわけ
ですよ。今のうちに、官僚の人たちがあれもやっ
ちやいけない、これもやっちやいけない、これも
やっちやいけない、あれもやっちやいけない。そ
して、大臣がそれをやれというふうに、いや、そ
んなことない、もういいと、多少結果として間違
いがあつたとしてももうやらせなさいというよう
なことをやっぱ私は言う必要があるんじゃない
かと思うんです。

先ほど、戦略特区ということで提案がこの頃
減ってきましたというなことを大臣おっしゃ
いましたけど、どうして減ってきたかということ

については大臣なりのお考えはあると思ひます、
御説明はね。頭のいい大臣、石破大臣ですからい
ろいろと御説明いただけたと思ひますけれども、
私は、やっぱり提案しても提案しても、あれも駄
目だ、これも駄目だという官僚の方からやっぱ
無言の規制というか、あるいはまた抑制が、これ
がやっぱり掛かつてしまうわけですよ、どぶろく
規制でもそうですけど。

ですから、あんなどぶろくなんかは、何も地域
に行つて地域の中でという規制なんかしなくて
も、これは戦略特区の話じゃなくて構造特区のと
きの話になつてきますが、あんなものも、酒が地
方全部回つたつていいじゃないですか。それぞ
れ地酒が全国にずつと回るようにすればいいし、
そういうようなことを始め、駄目だ、どうのこ
うの、そんなことは官僚の方々の利権ある
の特権、あるいはまたそういうことばかり、規
制、しがらみばかりというか、そういうような
ことになつてしまふわけで、だから、そういうよ
うなことは、是非大臣、言つてみれば、天下国家
に影響のないような、まずはですね、天下国家に
影響のない規制、いっぱいあるわけですよ、そん
なもの。

〔理事藤本祐司君退席、委員長着席〕
さつき言つた北海道の都市計画なんていうの
は、こんなもの、本当、日本の将来どうのこうの
というよりも、北海道にやらせてあげたらいい
じゃないですか。

そういうようなことを考えて、この日本の国の
将来に係るかどうかということを考えて、関
係のないものはほとんどほとんどもう無条件で認め
てしまふと。理由なくともいいですよ、認めてし
まうという方向を是非考えていただきたいと思
うんですが、どうですか。

○国務大臣(石破茂君) 私も長くこの仕事をや
つていますが、何度か閣内で仕事をしたことあり
ますが、行政の哲学というのか何というのか、そ
れはとにかく先例主義、今まで前例がないのであ
ると。だつて、前例つて破るためにあるのであつ

て、守るためにあるわけではない。ただ、前例が
ございませんとする話は大抵一日何回も聞くわけ
です。もう一つは、そうすると、地域間の公平が
保てませんというお話が出てきて、その地域はい
いかもしれないけど、ほかの地域にこれを当ては
めるとうなるんでしようというふうな話になる
わけですね。

やっぱり私もつくづく思いますのは、公平性の
確保と、そして前例の踏襲というところが宿痾
みたいなところがありまして、それは破つていか
ねばならぬのだらうと思ひます。

私、当選三回のときに、当時、衆議院に規制緩
和特別委員会というのがありまして、その委員
長をやつたことがございまして、もう二十年近く前
のことになります。そのときには、国会の中で
かんかんがくがくろんな、これを規制を緩和す
べきではないか、どうなのだと、社会的規制とは
何であり、経済的規制とは何でありというのが、
やはり議会の場でそういうような議論が行われ
る。

ですから、そういう意識で委員も御発言なさ
つておられるものと思ひますが、これは、私も行
政の中におりますと、やはり膨大な官僚機構を相
手に、ましてや各省協議をしなきゃいかぬわけ
ですから、それはもうなかなか、能力がないとお叱
りを受ければそのとおりですが、もうそれに忙殺
されているところもないわけではありませ
ん。

ですから、そこを是非お願いをしたいのは、議
会において、先ほど北海道の例をおっしゃいまし
た、麻酔銃の例もそうですが、こんなばかなこと
があるのかというふうな議論を議会においてもし
ていただくというところは、私もも政務にとりま
し、いろんな規制を緩和をする、あるいは特区の
実を成すためには非常に重要なことだと思つてお
りまして、また先生のお力を賜りたいと存じま
す。

だきたいというふうと思つていますが、時間があ
りませんの。

地方を活性化させていく戦略特区であるとか構
造改革とかいろいろ取り組んでおられる、非常に
私は評価しているんです。大臣が本当に一生懸命
全国を元気にしなきゃいけない。実際そうすよ
ね。全国を考へて、地元のことはともかくとい
うことで日本の将来ということを考へて取り組んで
おられると思ひますけれども、今の鳥取の人口は
四十四万人ぐらひですよ。(発言する者あり)
失礼、五十八万人ぐらひですかね、五十八万人ぐ
らひ。でも四十七番目ですよ、最下位とい
うこと。だつて、これがあと二十五年もたつと四十
四万人になるわけですよ。もう随分減つてしま
う。四十四万人といふと、私は今大阪の枚方市に
住んでいるんですけど、四十四万人の人口ですよ
ね。それから高松市も大体四十四、今ぐらひに
なるわけですよ。県がなくなつちゃうわけですよ。
そういうようなことも含めて、やっぱり東京に集
中する人口を全国に、要するに三十八万平方キロ
しかないわけですよ、アメリカのモンタナ州の
大きさしかないわけですから、人口を散らばらせ
るということが必要なこと。

そういう意味で、これはもうお答えはいいです
けど、こういう地方活性化ということで進めてい
かれるときに、いわゆる短期的な試みとそれから
長期的な提案というか、そういう短期と長期と、
取りあはず地方を元気にするためにカンフル剤的
にもうすぐ手を打つていかなきゃいけないとい
うようなことをやつていくという意味において
は、今取り組んでおられるいろいろな、町づくり
をしていこうとか、あるいはまた地方にプレミアム
商品券をどうのこうのとか、あるいはまた箱物
を造つていこうとかというふうなこと、しかし、
これ五年もたつたらばしゃつちやいますよ。これ
も前からもう同じことを繰り返しているんです
ね。

だから、そういう意味で、それはそれとして、
私は無駄だと言ひません。それはそれで短期的な

視野と視点と、それからもう一つ、長期的な視野。要するに、事業がそれぞれの地方に根差すというふうな、例えばこれからの技術というのは、前も申し上げましたが、最先端医療技術とか再生技術とかエネルギー技術とか、それから、あるいはまたロボット技術とかバイオ技術とか、もういろいろあるわけですよ。そういうようなものを全国、どう三十年後に、あるいはまた二十年後に花を咲かせるかという、短期と長期に分けて対策というか……

○委員長(大島九州男君) 時間ですので、そろそろおまとめをいたしたいと思います。

○江口克彦君 政策というものを考えていかないとけないというふうに思います。お答えは結構です。

ありがとうございます。

○委員長(大島九州男君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(大島九州男君) 速記を起してください。

○蓮舫君 民主党の連舫です。

まず、菅官房長官に、通告はしていないんですが、今朝の毎日新聞の一面で自民党参議院議員の政治と金が大きく報道されています。JA全中出身の自民党の参議院議員関連四団体が六年間で三百九十四回、一月平均五・五回の政治資金パーティー、五・五億の収入を得ています。ただ、八割に本人は欠席、場所は出身団体のJAビルの会議室、チケット購入者は国の補助金を受けたJAグループ団体なのですが、これは聞いていて適切ですか。

○国務大臣(菅義偉君) 私も今日、朝、新聞報道で知りました。事実関係全く知りませんので、答えることは控えたいと思います。

○蓮舫君 形式的にパーティーの形を繕った実態は政治献金で、脱法的と取られかねないんですね。今、どうしても漏れた年金とかあるいは安保法案の違憲とか、いろんな部分で政治に対する国民の目が厳しくなっているときに、また政治と金

の問題ですか。特に安倍内閣は、もう既に経産大臣、農水大臣が金の問題でお辞めになられていますので、こういったことがもう二度と起きないように徹底していただきたいと思ひますし、我々は政治資金規正法の改正案を衆議院にも出してありますので、内閣からもそういう改革案をしつかり出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(菅義偉君) この問題については、それぞれ政党、各会派で決めることだというふうに思ひます。ただ、政治家、政治資金規正法に基づいて行動しなきゃならないというのは、これは何人も同じだと思ひます。

○蓮舫君 今回の漏れた年金記録問題、官房長官は、機構全体のセキュリティに対する認識の甘さ、職員のリモラルが問われる問題が生じており、日本年金機構という組織として様々な点について抜本的見直しをする必要があると機構を厳しく批判されていますが、機構だけの問題でしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 第一義的には、これは年金機構がやはり責任を持つて対応することだろうというふうには思っています。

○蓮舫君 確かに、機構のサイバー攻撃に対する問題認識の低さ、あるいは職員の規律のなさ、組織としての問題は、これは大いにあります。ただ、官房長官は機構を批判して、あたかも自分たちの政府、厚労省には問題がないかのように聞こえかねないんですね。

最初の攻撃、感染から厚労省の審議官まで報告が届いたのは十七日たっています。係長が一人で抱えていた。しかも、ほかの同じクラスの職員にメールCCで実は情報を送っていたということも明らかになっています。

つまり、どうしてそことどまって上に上がらなかつたのか。こうした厚労省内の職員の問題意識のなさ、情報管理の不徹底、厚労大臣の監督責任はないんでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 私は、厚生労働省に責任

がないという話は一切言っておりません。厚生労働省は年金機構を監督するところであり、そのふうには思っています。

○蓮舫君 では、厚労大臣にはどんな責任がありますか。

○国務大臣(菅義偉君) まず、年金機構で流通した名簿、また流出された方々に対して第二次被害が起きないようにすること、さらには、この問題を徹底して検証して、二度と再びこうしたことがないようにするという、そうしたことは私は必要だと思ひます。

○蓮舫君 官房長官がこの情報を最初に聞いたのが、随分遅きに於いて二十九日でした。そのときに、厚労大臣にはどんな指示を出しましたか。

○国務大臣(菅義偉君) 私は、二十九日の夕方、これ聞きました。そして、当然これは、まず最初に思ひ浮かべたのが第一次安倍政権のときのあの社会保険庁の対応でした。ですから、このまず全容を把握することが大事だと思ひました。

ですから、NISCに対してと同時に、この全容把握に厚生労働省と協力してまずしっかりと対応するように、そして二次被害が起きないように体制を取るように、そういうことを私は指示しました。当然、大臣とも情報交換しています。

○蓮舫君 全容解明と二次被害を防ぐ、それは本当に正しいと思ひます。その厚労大臣との情報共有、指示というのは、官房長官としての指示ですか。

○国務大臣(菅義偉君) 厚労大臣がこれ責任でやるわけであり、私も、私はNISCの責任者でありますので、こういう対応をという話をさせていた、いただきました。

○蓮舫君 他方で、官房長官はサイバーセキュリティ戦略本部長。政府代表として、全ての省庁、行政機関のサイバーテロ、何かあったときの責任者です。このような事態が発生して、事前及び事後も含めてこれから検証もされると思ひます。が、サイバーセキュリティ対策責任者としてそ

の役割は十分に果たしていると自負されていますか。

○国務大臣(菅義偉君) 今、厚生労働省で第三者の皆さんによって検証を今いたしております。この八日の日に、NISCが大量にそうした異常な事態を把握をして、気を付けるようにという指示をした。そこから今日までの間に助言もしているわけですが、具体的に、いつ、どうすればこのことが防げたのかどうか、そういうことも含めて検証を今してもらっていますので、そうした検証結果を踏まえてこれは対応しなきゃならないというふうに思ひます。

○蓮舫君 いや、官房長官、具体的にどうすれば防げたのかは簡単なんです。八日にNISCが厚生労働省を通じて機構に不審な通信のやり取りが行われている、すなわちウィルスに感染して情報が漏れている可能性があるのがその瞬間に大臣に上がつていれば、長官に上がつていれば、それはサイバーセキュリティ戦略本部を緊急に招集して、そして横並びのしっかりとした連携が取れたのではないですか。

○国務大臣(菅義偉君) NISCは政府全体も見ていますので、第一義的には当然年金機構ですね、年金機構においても様々なウィルスにかかっただけの場合の対応する会社もあるわけですから、そこで対応するというのがこれは当然じゃないでしょうか。

○蓮舫君 その対応が駄目だったということが後から後から明らかになりました。うそをついていたということも明らかになっています。

八日に感染、十八日までには百通を超える不審メールが受信されています。十九日には警察に捜査依頼、翌二十日も大量の不審メールが来ています。二十二日にNISCから二回目の通報が機構にもたらされてもいる。でも、情報はその間漏えいされ続けても、官房長官は知らなかった、サイバーセキュリティ担当大臣でありながら知らなかった。これは、この間の責任は、官房長官は情報が上

がつていなかったから対策が取りようがなかった、だから自分には責任がないという認識でしようか。

○国務大臣(菅義偉君) これは、厚労省を通じてNISCはその対応について様々な助言をしていたということではある事実です。

結果としてこのような大量流出を招いたという、ここについては私は本当に申し訳ないというふうに思いますが、今NISCの機能で、先ほど申し上げましたが、検証をしていただいている中で、もしこうだったらどうなるのか、そういうことを検証結果が発表された後に、そこはしっかりと対応する必要があるというふうに思います。

○連舫君 国家公安委員長に伺います。

警察に捜査が依頼されたのが十九日、警察から機構に情報漏えいの報告がなされたのが二十八日、大臣がこの情報を知ったのはいつですか。

○国務大臣(山谷えり子君) 本件事案につきましては、五月二十八日夕刻に警視庁から警察庁に対して日本年金機構からの情報流出のおそれについて報告がなされたことから、警察庁において所要の事実確認を行った上で、翌二十九日に私に対して報告がなされました。

○連舫君 そういう警察に捜査依頼があったことも、しかも国民の年金情報を扱っている機構の情報漏えいの可能性です。そして、二十八日にもう既に警察は機構に漏れたと報告をしているのに、大臣には二十九日に上がってきた。適切な報告でしようか、その日時が、時間的に。

○国務大臣(山谷えり子君) 本件事案については、本年五月十九日、日本年金機構から警視庁に対して同機構に対する標的型メール攻撃により職員の使用する端末が不正プログラムに感染した旨の通報がなされ、警視庁において所要の捜査を行っていたところであり、私への報告は、したがって、適切であったと考えております。

○連舫君 年金情報が大量に漏れ、犯罪につながるリスクは非常に大きいです。

本部の副本部長でもありますね。早い段階で山谷大臣にこの捜査情報が入っていたら、二十五日に開かれたサイバーセキュリティ戦略本部、そのときに副本部長からきつちり報告が上げられたんじゃないですか。

○国務大臣(山谷えり子君) 繰り返しになりますけれども、警視庁において所要の捜査を行って、その後、私に報告がなされたところであり、

○連舫君 いや、そのときに知っていたら、十九日の捜査、そのときに知っていたら、二十五日のセキュリティ戦略本部のときに副本部長としてしっかりと報告をして、菅官房長官にもお伝えをして、政府として横の連携を取って、日本年金機構の今回の大量漏えいを未然にもう少し防ぐことができたのではないですか。

○国務大臣(山谷えり子君) 必要な所要の捜査を行っていたところであり、私に対する報告は適切な時期であったと考えております。

○連舫君 では、二十九日に聞いたことが適切な報告、その前に聞いていたら被害はもっと未然に防げたとは思わなかったということですね。

○国務大臣(山谷えり子君) 様々な状況がございますので、仮定のお話についてお答えするのは控えさせていただきます。と思います。

○連舫君 いや、警察も情報上げていない、厚労省も情報上げていない、大きな仕事をしましたけれどもNISCも情報上げていない。そして、誰も知らない中で、サイバーセキュリティ戦略本部が、まさに足下で百二十五万件以上の情報漏れている、その日そのときに戦略会議を行っていた。これ、随分間抜けな話だと私思っています。

そして、二十五日の会議では、サイバー空間が第五の安全保障空間、戦略本部が司令塔となり、関係各位が緊密に連携し、省庁の垣根を越えて実効ある取組を着実に前に進めていくことをお願いします。安倍総理の締めくくりに挨拶です。

足下で情報だだ漏れで、消えた年金で大変痛い思いを多分されたと思います。今回、漏れた年

金、足下で起こっているのに誰も知らないで、総理がこういう空々しいような挨拶文で会議を締めている。これ、菅本部長の責任というのはないんでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 年金は漏れていないと思います。漏れているのは情報じゃないでしょうか。いずれにしろ、情報にしろ、百二十五万件のものが漏れたことについては大変申し訳ないというふうに思っております。

今、私たちがやるべきことは、検証をしつかり行っていたら、二度と再びこうしたことを行わないように対応を取ることを行うことが私どもの今の一番の仕事だというふうに思います。

○連舫君 失礼しました。年金は漏れていません。年金情報が漏れています。ただ、二次被害でいうと、そこから年金そのものが被害に遭う可能性は否定はできませんので、その部分は危機感共有をさせていただきます。

現行法では、NISCは異常な通信を検知した後、対象省庁に通報はするんですね。ただ、その後どうなったか、事後連絡を自らするというふうにはなっていないんです。省庁から相談の要請が来たときに初めて助言、相談に応じることができるとですね。

だから、これはやはりそういう立て付けではなくて、通知をしたら、通報したら、必ず時間を置いて確認をし続ける、要請がなくても助言をし続ける、判断して主体的に人を送り込むことができるように変えていく、あるいは対象を政府関係法人まで私は広げていた、これは要請をさせていた、

その上で、日本年金機構に伺います。これまでの説明は虚偽だったんでしょうか。五月二十九日に全ての拠点でインターネットを遮断した、間違いですか。

○参考人(水島藤一郎君) まず、先ほどもおわびを申し上げましたが、六月九日の答弁で大変混乱を生じさせて、深くおわびを申し上げます。

日本年金機構のLANシステムでございますが、この外部接続に関しては、統合ネットワークを通じて外部接続のほかに……(発言する者あり) はい。統合ネットワークを通じて外部接続が一つでございます。もう一つございまして、旧社会保険庁時代からの独自のインターネット回線が存在をいたしております。このインターネット回線は、統合ネットワークに参加後もメール送受信専用回線として使用してまいりました。したがって、インターネットにつながる回線は二つあったということでございます。

五月二十九日に遮断をいたしましたのは統合ネットワークに通ずる回線でございますが、今回の情報流出は、統合ネットワークを通じて外部施設からの不正アクセスによる大量の通信によるものでございました。

メールの方は、一定のデータ量を超えて外部にデータを送信できません。不審メールを受信しても、添付ファイルを開けないよう職員にこの間ずっと徹底をまいりましたので、独自専用回線については遮断をしなかったということでございます。

○連舫君 つまり、五月二十九日に全てのインターネットは遮断していなかったということですか。二つあって、一つは遮断をして、一つは六月四日までメール専用の回線を生かしていた。

このメール専用の回線は、生かしていても大丈夫だったんですか。

○参考人(水島藤一郎君) このメールの統合ネットワークの回線とメール回線の外部に通信する際の極めて大きな違いでございますが、メールの通信の場合にはファイアウォールを自動的に暗号化をいたします。後からパスワードを送りまして、そして開けるという仕組みになっております。したがって、こういうような仕組みを全て突き破るというようなことができれば別でございますが、このメール専用回線からの情報流出のリスクは極めて低いというふうに判断をしていた次第でございます。

○連舫君 メール専用の回線はセキュリティーが掛かっている。でも、今回狙われたメールの攻撃ウイルスは、何でもこのメール専用回線じゃなかったんですか。何でもセキュリティーが守られていない統合ネットワークの方でメールをやっていたんですか。メールはこちらの回線に特化していればよかったですか。

○参考人(水島藤一郎君) 統合ネットワークに接続しております回線はメール機能は持つておりません。メール機能……

○連舫君 ちょっと待つて。

○参考人(水島藤一郎君) メールが入ってまいりましたのはメールの回線から入ってまいりまして、そこで感染をいたしまして、いわゆる統合ネットワークの回線、この統合ネットワークはウェブ閲覧の機能がございまして、この回線を通して情報は流出していたというふうを考えております。

○連舫君 つまり、統合ネットワークとメール専用の回線は二つだと言いつつ、実はつながっていた。そうすると、統合ネットワークの回線を遮断しても、こちらのメールの回線を生かしていたら、それは引き続き情報が漏えいするリスクが残っていたんじゃないですか。

○参考人(水島藤一郎君) したがいまして、統合ネットワークに行く回線を遮断をいたしました。したがって、不審メールが入って万々一開封が行われたとしても、情報が流出していくルートは閉じられておりますので、したがいまして、そこから情報は流出しないということでございます。

○連舫君 では、六月四日までつなぎで放しにしていたメール回線は、そこから来た添付ファイルで感染をしたりウイルスに汚染はされていないと断言できますか。

○参考人(水島藤一郎君) 現在、その間、もちろんモニタリングをしておりますので、その間に確認はされております。不審なメールが来たというような事態については確認をされております。

○連舫君 ないということでしょうか。

○参考人(水島藤一郎君) それは徹底的に調査をしないとゼロということではないかと思っております。これはもちろん調査をするつもりでございます。

○連舫君 官房長官、お聞きになって分かるように、理事長も大変だと思っております。いきなりこれだけ大きな事態に遭遇をしております。年金という国民にとつて最も大切な情報ですから、全てが後手後手に回つていて、その間の国民の情報が最も軽んじて扱われていると思えてならないんですね。

○参考人(水島藤一郎君) 情報も、情報が漏れて被害を受けたのは国民ですけれども、その国民に対する、いわゆる漏れた情報の対策費は、これはちよつと確認をしますけれども、誰が払うんですか。

○国務大臣(菅義偉君) これは厚生労働省の方で、法令上の規定とか過去の事例、そうしたものを考える中で検討をするということになると思っております。

○連舫君 一万五千人に漏れた年金情報がありまして、この郵送を既に送っております。それだけで百二十万円。百二十五万件全員が員数だとは思いませんが、仮に百二十五万人とした場合に、郵送費八十円を掛けると、それだけで一億掛かります。

○参考人(水島藤一郎君) 電話相談、コールセンターの経費が今発生しております。一日千人、その体制。平時のコールセンターの業務委託契約を見ると、オペレーター等の一日平均は百三十人体制、年に掛かっているお金は十三億です。これ千人にするとか、単純計算で月八億、年百億。しかも、今電話相談の時間を長くして、土日もやっておりますから、これはもつと膨らみます。しかも、政府として

て新聞広告等、様々な広告費も掛かっています。一体幾ら掛かるのか分からない。誰が払うんですか。

○国務大臣(菅義偉君) まず、ありとあらゆる対策を打つて第二次被害を防ぐということ、ここは全力を挙げるのがまず政府の責任だということ、ここは思っています。

○参考人(水島藤一郎君) 今支払の件でありますけれども、これは厚生労働省の方で、当然、今までの中で法令上の規定、これはあると思っております。また、過去の事例、こうしたことを踏まえて検討していくことになるだろうというふうに思っています。

○連舫君 いや、検討も何も、機構の収入を見ますと、二十五年度決算は二千九百五十七億円なんです。財源構成を見ると、機構運営費交付金千六百八億、年金等事業運営費交付金千三百四十二億。つまり、国庫財源の税が五四%、国民が納めた年金保険料財源が四五%、自己収入は僅か三億しかないんですよ。

○参考人(水島藤一郎君) つまり、厚労省においてということ、これは本年年金機構が払う話になりますから、税か保険料なんです。これ国民納得されますか。

○国務大臣(菅義偉君) いずれにしろ、こうした事態がもう発生をしたわけでありまして、二次被害を防ぐために、皆さんの不安、不信をなくすために、政府としては今、コールセンターでの相談窓口とかあるいは新聞広告とか、そういうことをやる必要があるというのは私は極めて重要だということに思っています。

○連舫君 その費用については、先ほど来申し上げましておりますけれども、過去の事例だとか、厚生労働省の方で法令の規定、それに基いて対応していくことになるだろうというふうに思っています。

○参考人(水島藤一郎君) 税だとも保険料だとも答えづらいのは分かります。私たちが政府にいたときに、そういう機微な質問が来たときに何で答えようかというのはいくらもありません。ただ、二次被害を防ぐための対策は取らなければいけない。だから、私、実はこの間の厚生労働委員会では

理事長に御提案を申し上げたのは、せめて漏れた年金情報の解決の糸口が見えるまで、今理事長は月収が百一十一万、副理事長九十万、理事が八十二万、監事が七十一万、それに年二回のボーナス、少なくともこれを自主返納すべきではないかと何度もお願いをしたんですが、自主返納はしないということでした。それは適切でしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) いずれにしろ、今検証作業を行っております。検証を行つて、いろんな事実がこれ当然明らかになってきますので、そういう中でこれは判断することになるだろうというふうに思っています。

○連舫君 いや、他方で、厚労大臣はつきりして言いました。政務三役の歳費は返上するんですかと言つたら、政府として、監督責任からそれなのけじめは付けると言いました。

○参考人(水島藤一郎君) 官房長官、政府全体として、やつぱりこの漏れた年金記録、いずれは税金か保険料で対策をせざるを得なくなるわけですから、国民から批判が当然当たるわけですから、その前に官房長官も含めて、総理も含めてしっかりと歳費を返上すべきだと思っております。いかがでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 当然、政府として、これ責任を私ども感じておりますので、そうしたことも含めてこれは当然検討したいというふうに思っています。

○連舫君 消えた年金、この問題のときに官房長官は総務大臣でした。あのときはやはり政府を挙げて大変な事態だった。我々も様々な追及はしましたけれども、改善案も様々提言をしてきました。

○参考人(水島藤一郎君) その中で、菅官房長官は平成十九年六月に年金記録確認第三者委員会を設置しました。これ、本来は厚労省がやるべき消えた年金情報を本人の元に突合する、年金をお戻しをする作業、これ厚労省がやるものを総務省にあえて設置をしました。設置法を作った。これは私は知恵だと思つていますが、何でも厚労省じゃなく総務省が記録をあっせんすると決められたんでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 私は、この報告を二十九日の夕方受けたときに、第一次政権のときの社会保険庁のことをすぐ思い浮かべました。そして同時に、当時のことを考えますと、事実が次から次へと覆されるというんですか、出てきましたので、私は、まず全体を、これはNISCも入れてしっかりと現状を把握すること、そしてとにかく、二次被害になつてきたらこれは大変なことになりますので、そこを、被害を受ける対応策をまず早急にやるべきということの指示をいたしました。

当時、私、総務大臣のときにこの第三者委員会をつくったわけでありましたが、厚生労働省内部においてそうした監視することが国民から信用できなくなったというふうに思っていますし、私も政府としても、当時の厚生労働省に任せておいても、やはり自信がないというんですか、信用できない状況でありましたので、総務省で受けたということでもあります。

○蓮舫君 信用できないという判断、私は当時正しかったと思います。その後、続けたのも正しかったと思います。

ところが、このあつせん委員会は今年の六月に解散をする。この消えた年金問題は、五千万件のうちまだ二千万件が由に浮いたままです。この状態で、今の日本年金機構のこのていたらくの状態で本当にお戻して大丈夫ですか、厚生労働省にこの業務を。

○国務大臣(菅義偉君) まず、この年金記録について過去を遡りますと、平成十九年に、厚生労働省に任せるのではなくて総務省で受けました。それは第三者機関の立場に立つて、臨時緊急的にこの年金記録の是正に関して、当時、国民の立場に立つて包み隠さずということをし、訓示したことを今思い浮かべていますけれども、公正な判断を示すという形で総務省で引き受けました。

昨年までの間に二十七万七千の事案を処理しました。十四万六千件の記録回復、これいたしました。そういう意味で、多くの皆さんの記録回復がされたと思います。

ピークからしますと非常に受付件数も少なくなつてきているということで、一方、年金事業運営改善法という法律が国会で成立をしまして、本年四月から厚生労働省に順次事案の処理を移しているということでもあります。

ただ、総務省の第三者委員会が廃止されても、不利益が国民の皆さんに及ばないように、政府として対応するための様々な監視の委員会等も含めてつくつて、こはしっかりと対応していつているというふうに思っています。

○蓮舫君 いや、法律ができたから急に体質が、組織が目まぐるしく変わるというものではないんです。社保庁から日本年金機構、これ第一次安倍内閣で決められました。でも、その移行をつかさどつたのは私たちの民主党政権です。大変でしたよ。モラルがない、情報を勝手に盗み見る、情報を外に持ち出して犯罪行為に使う、こういうことが後から後から起きて、当時の自民党に私たちも相当これは批判をされました。それでも何とか軟着陸をやつてきて、今回この事態です。だから、消えた年金問題をもう一回ここに戻して大丈夫なんですかという私は危機感を覚えています。もう一つあります。

二〇一〇年、これ菅総務大臣に学んだのですが、総務省に私たちは年金業務監視委員会を設置しました。やつぱり年金業務に瑕疵があつてはいけないし、ミスがあつてはいけないから、第三者がしっかりと監視をする。これ、去年三月に廃止されました。何で廃止されたんでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 私、総務大臣のとき受けるときは、まさに緊急事態だつたというふうに思っています。そういう中で、この年金行政に対する信頼回復のために、異例の取組として受けました。しかし、現在、ちょうど二十六年三月末の設置期限、これが到来をしましたので、そしてまた全体として落ち着きを取り戻しましたので、これを終了したということでもあります。

○蓮舫君 現時点で、終了したことは正しい決断だつたと思いますか。

○国務大臣(菅義偉君) 終了したばかりでありますので、正しいかどうかというのはこれからなるだろうというふうに思いますけれども、いずれにしても、一定の国民の皆さんからの不信感もなくなつてきただろうという中でこれは廃止をしたということでもあります。

○蓮舫君 いや、廃止したばかりじゃなくて、これ去年の三月ですから、既に一年たつていましてね。

物すごくいい仕事をしてきたんですよ、監視委員会は。我々の政権で設置したんですけど、我々にも厳しい。いわゆる運用三号問題も明らかにしてくださりました。あるいは時効特例給付の問題、失踪宣告者に対する死亡一時金問題、中でこつそり処理しようとしたものを表にちゃんと引き出して、議論をして対策を講じてきたのは、私は、監視委員会の役割は大きかつたと思うんです。

去年廃止をするときに、郷原委員長を始め委員会として総務大臣に、外部に監視する機関が必要と、あえて意見具申もしています。この意見具申に総務省はどう対処されましたか。簡単に。

○政府参考人(新井豊君) 年金業務監視委員会の二十六年三月三十一日の意見で、御指摘のように、外部有識者による機関設置も含めて検討するなどして、年金行政、年金業務に対する厳しい監視機能を維持していくことが必要と、こういうふうな意見が出されたところでございます。

この外部有識者による機関の設置につきまして、委員会で活動を終了する平成二十六年三月末の時点で、年金業務を担当する厚生労働省、日本年金機構ではなく厚生労働省の方に第三者性のある委員会、社会保障審議会の年金事業管理部会が設けられたことなど、恒常的な体制が明らかになつていたというところでございます。

したがって、総務省といたしましては、年金行政、年金業務に対する厳しい監視機能を維持するため、行政評価等プログラムにおいて年金業務を明示し、常時情報収集の対象とすると位置付けた

ところでございます。

○蓮舫君 いや、外部に委員会を設けると言つたものを厚生労働省内部に設けちゃ駄目じゃないですか。

他方で、総務省も、行政評価プログラムで年金業務の実施状況を常時監視の対象にすると言いましたが、行政評価プログラムは毎年毎年テーマを決めて監視をするんですね。じゃ、この監視委員会を廃止した去年、そして今年、年金業務はこのプログラムの対象になつていきますか。

○政府参考人(新井豊君) 先ほど申し上げたとおり、二十六年度、二十七年年度のプログラムで、いずれも年金業務の実施状況については常時情報収集することとしております。

また、二十七年年度の行政評価等プログラムにおきましては、二十八年年度以降に着手を検討するテーマとして年金業務の運営を掲げているところでございます。

また一方、さらに、総務大臣から御指示がございまして、年金業務を始めとする各府省業務における個人情報保護状況につきまして、本年度中に調査を実施してまいりたいというところでございます。

○蓮舫君 つまり、何もしていないんですよ。官房長官、外部にやつぱり監視する委員会を設ける、総務省は言われたけれども、厚生労働省内部に設けるからいい。じゃ、行政評価プログラムでちゃんと見ていく。二十六年度、二十七年度は、常時情報を収集するけれども監視対象にはなつていません、二十八年年度以降に監視対象にしようとなつていまして、つまり、すつぱり抜け落ちていけるこの一年間に漏れた年金ですよ。

やつぱり外部、何らかの審査委員会機能を持つたものを検討していただけないか。

○国務大臣(菅義偉君) いずれにしても、検証委員会の検証を待つて、様々な対策が必要だということに私は考えています。

○蓮舫君 改めて官房長官の御認識を伺いたいんですが、現時点で様々な二次被害の対策措置も講

じておられるとは思いますが、国民がこの漏れた年金情報に対して、もう不信を持っていない、安心だと感じているとお考えですか。

○国務大臣(菅義偉君) そこは全くそのようには考えていません。

○蓮舫君 我々もその認識です。参議院の厚生労働委員会あるいはこういう内閣委員会ではきつちり集中審議もやっています。

ただ、残念ながら、衆議院の厚生労働委員会ではこの漏れた年金情報対策の集中審議をしようというのを残念ながら自民党の委員長が拒否をして、そして、それよりも最優先だとして労働者派遣法案の審議を昨日強行しました。一部情報によれば、あしたにでも強行採決するというような話も出てきました。

派遣労働法の問題はまたあるとは思いますが、でも、優先順位で考えたなら、私は、その強行採決を急ぐのではなくて、この年金対策を、機構さんにも入っていたいて、しっかりと情報を共有して審議をする方が優先されると思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) これは国会で決めることだろうというふうには思っていますけれども、今日、その年金の集中審議が行われる予定だということは私は報告を受けています。

○蓮舫君 今日行われるのも職権で立てられました。定例日ではありません。つまり、あしたの採決ありきと考えるような行動を衆議院の与党・自民党さんが行っているのは、私はすごく残念に思います。このことは、もう一度言っておきますが、今優先すべきことは、私は派遣労働法ではないと思います。

その上で、次にお伺いをいたしますが、先週四日に開かれた衆議院の憲法審査会、参考人としてお越しいただいた三人の憲法学者全員が安保関連法案を違憲と明言しました。どのように受け止めましたか。

○国務大臣(菅義偉君) まず、その前に申し上げたいのは、やっぱり年金問題というのは極めて大

事だということで、定例日ではないけれども集中審議を行うということで野党の人も出てきてくれるというふうには思っていますから、そこは私は国会で決められたことだろうというふうに思っています。

今の、私が記者会見で申し上げたことですか。それも一度、済みません。

○蓮舫君 いや、聞いていないことに一生懸命答えてられて、私の質問を忘れられるのはちょっと残念なんです、申し上げます。

大切なことから職権で開いたというのは分かりますが、やり方があるんです。そこは与野党が合意をしないから、片肺で進んでいるんですよ。だから、こういう丁寧な問題、機微に触れる問題、だから国会でしっかりとやっているというの、我々が言っていることは御理解いただけていると思いますが、そこも分かってください。

その上で伺ったのは、憲法審査会、四日、三人の憲法学者、有名な方たち、高名な方たちです。全員が安保法制を違憲と言いました。どのように思いますか。

○国務大臣(菅義偉君) それは出席された学者の方の一つの見解だろうと思います。

○蓮舫君 自民党の幹部の方、公明党の幹部の方たちが、この四日の審査会を受けて入選ミスと話をしていますが、これは入選ミスでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 自民党の立場とすれば、私はそうじゃないかなというふうに思います。

○蓮舫君 官房長官は、全く違憲でないと言う著名な憲法学者もたくさんいると述べられました。昨日の安保特では三人と言いました。これはたくさんですか。

○国務大臣(菅義偉君) 私に対しての当時の記者会見の御質問ですけれども、三人が反対をしているというこの記者会見について質問がありました。賛成の人もたくさんいますよということを私は申し上げたところです。そして、昨日は三人はお名前を、私、どうですかということで三人だけ

お名前を挙げさせていただきました。その後、また委員会でも聞かれましたので、私は十人はおりますよという話をしました。

○蓮舫君 では、なぜその方を憲法審査会にお招きしなかったんですか。

○国務大臣(菅義偉君) それは国会で決める話だったと思います。

○蓮舫君 最初に自民党が参考人をお願いした、日本を代表する憲法学者の京都大学名誉教授の佐藤先生ですが、六日の講演で、憲法という土台がどう変わるか分からないところで政治、司法が立派な建物を築くことはできないと発言した。つまり、合憲だと思っておられませんか。また、招致をされた長谷部先生も、菅官房長官の違憲でない憲法学者もたくさんいるとの御発言に、本当かと疑問を投げかけておられます。佐藤先生や長谷部先生のこの御認識は間違っておられますか。

○国務大臣(菅義偉君) それは、現に私申し上げましたけれども、賛成の方もいるわけでありまして、一方的に決め付けるといふことはおかしいと思つて、私は賛成の人もたくさん、数多くいますよということを申し上げたんです。

○蓮舫君 官房長官が御存じの方で、賛成の憲法学者は何人ぐらいおられますか。

○国務大臣(菅義偉君) 私は、十人程度という話をしました。

○蓮舫君 既に二百人を超える憲法学者が安保関連法案に反対する声明に名を連ねております。国会の審査会で専門家の御意見として審議している法案が違憲という指摘、これはやっぱり謙虚に受け止めて、政府として、この四日の参考人三人の憲法学者の意見を場を設けて私は拝聴すべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 憲法学者の中でどの方が多数だとか少数だとか、そういうことは重要ではなくて、やはり大事なものは合憲か違憲か、この判断が大事だというふうに思っています。まさに憲法の番人は最高裁でありますので、違憲立法審査権を与えられているその判断というのが極めて大事

だというふうに思いますし、憲法は国民全体にわたる問題でありますから、様々な分野の方の意見を聞くということは大事だと思います。

○蓮舫君 最高裁の判決が最大の判断断たというのは、これは共有をします。ただ、それは法律ができた後に訴えがあつて初めて判断をされるもので、今憲法学者が国会の審査会場で言つたのは、法案の段階で違憲だと警告を鳴らしていますから、この声に私は政府は謙虚であるべきと思つているんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 政府としては、有識者懇談会というのを約一年開きました。その中に憲法学者、また政治学者、国際学者、あるいは実務家、元自衛官など、様々な分野の皆さんの意見を聞いた上で、昨年七月、この閣議決定をしたわけでありまして、それについては、従来の昭和四十七年の政府見解の基本的論理に基づいて憲法に適合しているということの中で閣議決定をし、その下に今回法案を提出をさせていただいたところでもあります。

○蓮舫君 ドイツで総理大臣が、安保法案が合憲との根拠に基づいて砂川判決を挙げました。今回の法案で可能にする集団的自衛権行使容認に関して、最高裁判決に沿ったものと会見をされました。砂川裁判の最高裁判決は、日本の個別的自衛権を認めたもので、集団的自衛権ではないというのが一般的な学説ですが、集団的自衛権も含むというのが政府見解でしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) まず、今回の法整備に当たっては、先ほど申し上げましたけど、昭和四十七年の政府見解、これの基本的論理は全く変わっていないというふうに思います。

そして、この基本的論理においては、自衛の措置をとることを禁じているとは到底解されないとして、憲法の番人である最高裁判所が砂川判決において示した考え方と軌を一にしておるわけでありまして、総理も、そういう中でこの砂川裁判に総理は言及したんだろうと思ひま

○蓮舫君 一言言いますが、四十七年の政府見解は、この政府見解を作られた元法制局長官は、この見解の中には集団的自衛権は含まれていないと国会で発言をしています。そのことも謙虚に受け止められた方がいいと思うんですが。

この砂川判決について、昨年、公明党の山口代表は、自衛隊が合憲、違憲かという論争の中で下された判断であり、集団的自衛権を視野に入れた判決ではないと発言しています。また、今年六月の自民党ホームページにアップされた谷垣幹事長記者会見では、砂川判決自体は集団的自衛権という一般的なことは言及していない、つまり、そういう基本的な論理の中に立っているのだと私は理解しておりますと発言されています。

私、これは山口代表、谷垣幹事長の良識だと思えます。それでも、政府としての見解は砂川判決に集団的自衛権は含まれるということによろしいですか。

○国務大臣(菅義偉君) 砂川事件の判決というのは、我が国自衛のための措置をとり得ることを明らかにしているというふうに思っております。これは、昭和四十七年の政府見解の基本的論理において、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているということとは到底解されないということと軌を一にしているというふうに思っています。

○蓮舫君 なかなかかみ合わなくて非常に残念なんです。ただ、最高裁判決を尊重するという考え方に共有して同じ立場に立って言いますと、安保法案を無理やり最高裁判決、過去のものに合憲と合わせるのではなくて、その前にやるべきこととしては、違憲状態と断じられた参議院の一票の格差、選挙制度改革、これをなぜ行わないんですか。違憲状態と最高裁から言われているものをまづ正した上で今の安保法案は過去の最高裁の判決に沿っていると言っているのであればいいけれども、都合のいいところだけ最高裁判決を持って、自分たちに都合の悪いところ、自民党から参議院の選挙制度改革の提案はいまだなされていません。最高

裁からは来年の夏が期限だと言われているにもかかわらず、動きが全くありません。ダブルスタンダードではないでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) それは全く違うと思います。いずれにしても、我が党の、それぞれの政党の、各党会派でこれは決める問題だというふうに思っています。(発言する者あり)

○蓮舫君 議長があつせんを放棄をいたしました。私は、議長の権威を高めるのであれば、議長は最後まであつせんをする努力をするべきだと思います。改めてやじに答えましたけれども、この部分の最高裁の考え方のダブルスタンダードは、政府として私はおかしいと思っております。

昨日、日弁連の安保法制反対の集会に初めて参加をしたという村上誠一郎代議士と出会いました。村上先生はその場で、学者の違憲と言うのを自民が無視するのは余りにも傲慢だ、自民は世論をばかにしていると、非常に正しい指摘をしていました。こういう声が自民党から広まらないのも私は非常に残念です。

時間がなくなりました。最後にお伺いします。二〇二〇年、東京オリンピック・パラリンピック、新国立競技場は予定どおりにできますか。

○国務大臣(菅義偉君) これは、私たち、世界中の中で東京オリンピック・パラリンピックを招致しておりますので、責任を持って予定どおりにそれは竣工させるといふのは当然のことだと思っております。

○蓮舫君 二〇一三年十二月、政府は新国立競技場の解体と本体工事で千六百二十五億と試算をしました。それから二年近くがたちます。今年の三月に国立競技場を保有するJSCにプロポーザル契約をしたゼネコン二社から新たな見積り、つまり、安倍内閣になってから財政出動は公共事業に物すごく大量にしていますので、今、資材も人件費も高騰して、被災地では入札不調ということも起きて、いろんな影響が出ていますが、建設市況は毎月毎月上がっています。このゼネコンの見積りによって千六百二十五億は幾らになりましたか。

○国務大臣(菅義偉君) まず、この競技場でありますけれども、文部科学省において独立行政法人の日本スポーツ振興センターと整備計画を進めており、二〇一九年のラグビーワールドカップの開催に間に合うように竣工させるといふふうに報告を受けています。

また、総工費については、現在、日本スポーツ振興センターにおいて精査中であつて、今後、工事調達の手続を踏まえて適切な時期に公表されるだろうというふうに思います。

○蓮舫君 その総工費が膨れているから恐らく公表できない。三千億に行っているという情報もあります。その中で、総工費が膨れる、工期が遅れるから、屋根は先送り、椅子は自動式から手動にして仮設にする、まだ見直しもしている。どこまで本来の約束と違う新国立競技場を造ろうとしているのか心配でならないから情報を出してくださいと何度言っても出てこないんです。

しかも、その上で、情報どころか積算根拠もありません。また、外添東京都知事に下村文科大臣は五百八十億の請求書をお渡ししたと聞きますが、これ根拠はあるんですか。

○国務大臣(菅義偉君) 詳細については私は承知はしていませんけれども、少なくとも文部科学省においてこの日本スポーツ振興センターと整備計画を進めておられるわけですから、それは下村大臣の責任の下にしっかりと対応するといふふうに考えています。

○蓮舫君 下村大臣は東京都が負担するための根拠法を準備すると会見で言いました。これは本当ですか。

○国務大臣(菅義偉君) いずれにしても、下村大臣が言っているのであればそうだろうというふうに思います。いずれにしても、責任を持ってこの建設については下村大臣がやられるといふふうに考えています。

○蓮舫君 今の地方財政法では、国立の施設に地方自治体が経費負担をすることは原則禁止なんです。

す。恐らく下村大臣はこのことを言っているんだらうと思いますけれども、これをやるのであれば、憲法九十五条で言う住民投票を行わなきゃいけない。そこまでの覚悟を持つておやりになるんじゃないでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) いずれにしても、この問題は下村大臣の下で行っていますので、詳細については是非下村大臣が、いろんな機会があるんじゃないでしょうかから聞いていただきたいというふうに思います。

ただ、私も聞いておりますのは、二〇一九年のラグビーワールドカップの開催に間に合うように竣工をさせる、そして文部科学省において東京と調整を行っている、ここについては私は報告を受けています。

○蓮舫君 いずれにせよで丸投げしないでください。だから、縦割り、ばらばらで、情報が、五百八十億の根拠、いわゆる積算も示されていない、法的根拠もない。そして今、下村大臣と外添都知事は相当けんかしています。恥ずかしいぐらいじゃないですか。

だから、この部分でいうと、負担をするのは東京都民なんです。都民が納得する積算根拠をちゃんと示していただきたいし、千六百二十五億の新国立競技場の建設費は国民が税金で負担をします。これが二千五百億、三千億に膨れているのであれば、国民に納得してもらわないと、ここはもう進まない。だけど、国立競技場、もう壊しちゃっているんですよ。だから、もつとちゃんときちんと説明をしていただかないと。

しかも、コンパクトオリンピックで半径八キロメートルと言っていたものが、予算が膨れるからということで、九百億予算削減のために、仮設で行おうとしていた競技を首都圏に点在させて、ある施設にばらまくようになりました。そのことによって、もうコンパクトオリンピックの理念もかなくなり捨てました。

ならば、五輪が提案をしている金の掛からない五輪をやるといふのであれば、この新国立競技場

もう一回見直して、これ横文彦さんという有名な建築デザイナーが、巨大アーチ二つをやめて、屋根をやめたら一千億でできる、工期も間に合う、物すごい建設的な提言をしていますが、見直しをする機会を持っていただけませんか。

○国務大臣 菅義偉君 これについては下村大臣の責任の下でやっておりますので、間に合うようにしっかりと説明をさせていただいて、建設が行われるだろうというふうに思っています。

○連舫君 官房長官の調整機能を投げ捨てたようなその答弁は、やっぱり納得できません。

下村大臣は政治と金の問題でも国民に不信を買っているんです。この方が本心に、私は、新国立競技場のこまごま予算が膨れ上がって、工期が延びて、そして組織委員会からクレームを付けられて、その調整ができるとは到底思えない。改めてこの問題をまた質問させていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(大島九州男君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(大島九州男君) 次に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。山谷国家公安委員会委員長。

○国務大臣(山谷えり子君) ただいま議題となりました風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、最近における風俗営業の実情及びダンスをめぐる国民の意識の変化等に鑑み、客にダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外するとともに、設備を設けて深夜においても客に遊興をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業について新たに許可制度を設けるほか、風俗営業の営業時間の制限について条例により緩和することができる範囲を拡大すること等を

その内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、客にダンスをさせる営業に係る規制の見直しについてであります。

その一は、キャバレー等の客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業について、料亭等の客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業を含めて規制することとするものであります。

その二は、一定の場合を除き、ナイトクラブ等の客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を風俗営業から除外し、そのうち客に酒類を提供するものについては、都道府県公安委員会の許可を受けた場合には、特定遊興飲食店営業として深夜においてもその営業を営むことができることとするものであります。

その三は、ダンスホール等の客にダンスをさせる営業を本法による規制から除外することとするものであります。

第二は、特定遊興飲食店営業に関する規定の整備についてであります。

その一は、特定遊興飲食店営業を営もうとする者は、公安委員会の許可を受けなければならないこととし、許可の基準として人的、物的欠格事由を設けることとするものであります。

その二は、営業所の構造、設備の維持、照度の規制、騒音及び振動の規制、接客従業者に対する拘束的行為の規制等、特定遊興飲食店営業者等が遵守すべき事項や禁止行為について定めるとともに、これらに違反した場合における公安委員会の行政処分についての規定を整備するものであります。

その三は、特定遊興飲食店営業者の団体の届出に関する規定を整備するものであります。

第三は、良好な風俗環境の保全を図るための規定の整備についてであります。

その一は、風俗営業業者や特定遊興飲食店営業業者が深夜にその営業を営む場合に、客が営業所の周

辺において他人に迷惑を及ぼすことがないようにするために必要な措置を講じなければならないことや苦情の処理に関する帳簿を備え付けなければならないことを義務付けることとするものであります。

その二は、風俗営業や特定遊興飲食店営業の営業所が集中している地域等、特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして条例で定める地域における風俗環境保全協議会の設置に関する規定を整備するものであります。

その他、風俗営業の営業時間の制限の緩和に関する規定の見直し、ゲームセンターへの年少者の立ち入らせについて条例により制限することのできる事項の拡大等所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行日は、ダンスホール等を本法の規制から除外するための規定については公布の日、特定遊興飲食店営業の準備行為に係る規定については公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日、その他の部分については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

○委員長(大島九州男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十七分散会

六月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、韓国・朝鮮人元B級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願(第一一〇二号)

一、戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願(第一一〇三号)

一、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護

に関する法律の運用改善に関する請願(第一一一一号)

一、特定秘密保護法の撤廃に関する請願(第一一八九号)

一、関東大震災時の朝鮮人虐殺の真相究明に関する請願(第一一九〇号)

一、韓国・朝鮮人元B級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願(第一一九二号)

一、国民監視の共通番号制の導入反対に関する請願(第一一九二号)

第一一〇二号 平成二十七年五月二十二日受理

韓国・朝鮮人元B級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願

請願者 東京都新宿区 長澤秀 外三百四

名

紹介議員 有田 芳生君

この請願の趣旨は、第一一〇六号と同じである。

第一一〇三号 平成二十七年五月二十二日受理

戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 東京都国分寺市 卯城ひさる 外

二百名

紹介議員 糸数 慶子君

戦時慰安婦問題は、第二次世界大戦時の日本軍による女性の人権侵害として日本が解決を迫られている問題である。政府は解決済みとして法的責任を拒否しているが、韓国、北朝鮮、フィリピン、中国、台湾などの多数の被害者、被害国政府、国際社会はそうした態度を受け入れていない。被害者は高齢化し、生きていた間に解決をと

いう悲痛な訴えは日々切実さを増している。政府が道義的責任を果たすとして行った「女性のためのアジア平和国民基金」による償い金事業は被害女性の尊厳を回復するものではなく、基金は多くの関係者に拒否されたまま二〇〇六年度で解散した。日本政府は、国連人権機関やILOから再三慰安婦問題の解決を促す勧告を受けている。二〇

○九年には国連女性差別撤廃委員会から「被害者への補償、加害者処罰 一般の人々に対するこれらの犯罪に関する教育を含む永続的解決への緊急な努力」を再度勧告され、二〇一三年五月には社会権規約委員会及び拷問禁止委員会からも勧告された。韓国政府が被害者の賠償問題について日韓請求権協定に基づく政府間協議を繰り返して求めているにもかかわらず日本政府が協議を拒否していることは重大な問題であり、韓国政府との協議に早急かつ誠実に応じるべきである。政府がこれ以上国際世論に背を向け責任ある対応を拒否し続けることは許されない。侵略戦争によって人間の尊厳と女性の人権を極限まで踏みにじった慰安婦問題を放置したままでは、アジアや世界において諸国民との信頼を築き、名誉ある地位を占めることを目指すという日本国憲法の精神を達成することはできない。安倍首相は、この問題への日本軍の関与と強制を認め謝罪を表明した河野洋平官房長官談話（一九九三年）の見直しを表明し、国内外から厳しい批判を浴びた。河野談話を継承し、被害者が強制的に慰安婦にされた事実を認め、政府の責任を明確にした公式謝罪、法律制定による賠償などの最終解決により被害者の人権回復を行うこと、次世代への正しい歴史教育を行うことは、日本の国際的責務であり、同時に、女性に対する人権侵害を二度と許さないという決意の表明でもある。

ついで、次の事項について実現を図られたい。法律制定により「戦時慰安婦」問題の最終解決を行うこと。

第一一一一号 平成二十七年五月二十五日受理
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の運用改善に関する請願
請願者 名古屋市 鷺見洋介 外四百九十
二名
紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第九九八号と同じである。

第一一八九号 平成二十七年五月二十六日受理
特定秘密保護法の撤廃に関する請願
請願者 岐阜県中津川市 伊藤かの子 外
十四名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第一一九〇号 平成二十七年五月二十六日受理
関東大震災時の朝鮮人虐殺の真相究明に関する請願
請願者 東京都目黒区 田中正敬 外三百
二名
紹介議員 田城 郁君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第一一九一号 平成二十七年五月二十六日受理
韓国・朝鮮人元B級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願
請願者 千葉県市川市 朝倉真知子 外三
百四名
紹介議員 那谷屋正義君
この請願の趣旨は、第一〇六六号と同じである。

第一一九二号 平成二十七年五月二十六日受理
国民監視の共通番号制の導入反対に関する請願
請願者 東京都目黒区 三浦幸子 外十名
紹介議員 田村 智子君
政府の社会保障と税の一体改革は、国民に消費税増税や給付削減などの負担増を押し付けた。消費税が社会保障目的税として位置付けられると、今後、社会保障費を賄うために税率は簡単に上げられることになる。安心して暮らすことができるように社会保障を拡充するため応能負担の原則と所得再配分を担う所得税、法人税、高額所得者優遇税制を充てるようにするべきであり、消費税率引上げの中止を求める。

ついで、国民の生活を守るため、憲法第二十五条にのっとり、次の事項について実現を図られたい。

一、国民監視の「共通番号制」を導入しないこと。

六月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十二年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条 第四項を次のように改める。

第四 削除

第二条 第四項中「第六号まで」を「第三号まで、第五号及び第六号」に改める。

第二十六条 第二項中「第二条 第一項 第四号、第七号」を「第二条 第一項 第七号」に改める。

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 深夜における飲食店営業の規制等（第三十二条―第三十四条）」を「第二節 特定遊興飲食店営業等の規制等（第三十一条―第三十四条）」に改める。

第二条 第一項 第一号を削り、同項 第二号中「待合」を「キヤバレー、待合」に改め、「（前号に該当する営業を除く）」を削り、同号を同項 第一号とし、同項 第三号及び第四号を削り、同項 第五号中「客席における」を「営業所内の」に、「第一号から第三号までに掲げる」を「前号に該当する」に改め、同号を同項 第二号とし、同項 第六号を同項 第三号とし、同項 第七号を同項 第四号とし、同項 第八号を同項 第五号とし、同条

第四項中「第五号及び第六号」を削り、同条 第十一項 第三号中「接待飲食等営業又は店舗型性風俗特殊営業」を「前三号に掲げる営業」に、「日出時」を「午前六時」に改め、同号を同項 第四号とし、同項 第二号の次に次の一号を加える。

三 特定遊興飲食店営業

第二条 第十一項を第十三項とし、第十項の次に次の二項を加える。

11 この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいう。

12 この法律において「特定遊興飲食店営業者」とは、第三十一条の二十二の許可又は第三十一条の二十三において準用する第七条 第一項、第七条の二 第二項若しくは第七条の三 第一項の承認を受けて特定遊興飲食店営業を営む者をいう。

第四条 第四項中「第二条 第一項 第七号」を「第二条 第一項 第四号」に改める。

第十三条 第三号の見出しを「（営業時間の制限等）」に改め、同条 第一項を次のように改める。

風俗営業者は、深夜（午前零時から午前六時までの時間をいう。以下同じ。）においては、その営業を営むてはならない。ただし、都道府県の条例に特別の定めがある場合は、次の各号に掲げる日の区分に応じそれぞれ当該各号に定める地域内に限り、午前零時以後において当該条例で定める時までその営業を営むことができる。

一 都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として当該条例で定める日 当該事情のある地域として当該条例で定める地域

二 前号に掲げる日以外の日 午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される

特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い当該条例で定める地域
第十三条に次の二項を加える。

3 風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、客が大声若しくは騒音を発し、又は酒に酔つて粗野若しくは乱暴な言動をすることその他営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼすことがないようにするために必要な措置を講じなければならない。

4 風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、苦情の処理に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載するとともに、苦情の適切な処理に努めなければならない。

第十八条中「第二項第一項第八号」を「第二項第一項第五号」に、「第二十二号第五号」を「第二十二号第二項」に、「十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時以後の時間において立ち入つてはならない旨を「午前六時後午後十時前の時間における十八歳未満の者の立ち入りの禁止又は制限を定めたときは、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨及び当該禁止又は制限の内容」に、「入り口」を「入口」に改める。

第十九条中「第二項第一項第七号」を「第二項第一項第四号」に改める。

第二十一条中「及び前条第一項」を「前条第一項及び次条第二項」に改める。

第二十二条の見出しを「（禁止行為等）」に改め、同条第三号中「させ、又は客の相手となつてダンスを」を削り、同条第四号中「日出時」を「午前六時」に改め、同条第五号中「第二項第一

項第八号」を「第二項第一項第五号」に改め、

「同号の営業に係る営業所に、都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時」を削り、「日出時」を「午前六時」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、条例により、第二項第一項第五号の営業を営む者が午前六時後午後十時前の時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることを禁止し、又は当該営業を営む風俗営業者が当該時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることについて、保護者の同伴を求めなければならないものとする。ことその他必要な制限を定めることができる。

第二十三条第一項中「第二項第一項第七号」を「第二項第一項第四号」に、「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「第二項第一項第七号」を「第二項第一項第四号」に、「同項第八号」を「同項第五号」に、「前条」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「第二項第一項第八号」を「第二項第一項第五号」に改める。

第二十六条第二項中「第二項第一項第七号及び第八号」を「第二項第一項第四号及び第五号」に改める。

第二十八条第四項中「（午前零時から日出時までの時間をいう。以下同じ。）」を削る。

第三十一条の六第三項中「準用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第四章第二節の節名を次のように改める。

第二節 特定遊興飲食店営業等の規制等

第四章第二節第三十二条の前に次の一款及び款名を加える。

第一款 特定遊興飲食店営業の規制等

（営業の許可）
第三十一条の二十二 特定遊興飲食店営業を営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

（準用）
第三十一条の二十三 第三項第二項、第四項（第四項を除く）、第五項（第一項第三号を除く）、第八項、第十項及び第十一項の規定は前条の許可について、第六項から第七項の三

まで、第九項、第十項の二、第十二項、第十三項（第一項を除く）、第十四項、第十五項、第十八項、第十八条の二、第二十一項、第二十二項第一項（第三号を除く。）及び第二十四項の規定は特定遊興飲食店営業について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四項第一項第五号及び第六号	第二十六項第一項	第三十一項の二十五第一項
を保全するため特にその設置を制限する必要があるとき	の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容される	ないとき当該営業所が、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二項第二項に規定するホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業に係る施設内に所在し、かつ、良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容されるものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの（次項において「ホテル等内適合営業所」という。）であるときを除く。
当該廃止した風俗営業と同一の風俗営業の種別の風俗営業で営業所が前項第二号の地域内にあるもの	当該減失した前項第二号の地域に含まれていた	当該減失前から第三十一項の二十三において準用する前項第二号の地域に含まれておらず、かつ、当該減失した営業所がホテル等内適合営業所に該当していないかつ
当該減失以降に前項第二号の地域に含まれることとなつた	当該減失以降に第三十一項の二十三において準用する前項第二号の地域に含まれないこととなり、かつ、当該減失した営業	

第十三条第二項	前項の規定によるほか、政令	業所がホテル等内適合営業所に該当していなかった
第十三条第三項及び第四項	第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間	深夜
第十四条及び第十五条	その営業	その深夜における営業
第十八条	十八歳未満の者が	午後十時以後翌日の午前零時前の時間においては保護者が同伴しない十八歳未満の者が、深夜においては十八歳未満の者が、
第二十一条	第十二条から第十九条まで、前条第一項及び次条第二項	第三十一条の二十三において準用する第十二条、第十三条（第一項を除く）、第十四条、第十五条、第十八条及び第十八条の二
第二十二條第二項第一号及び第二号	当該営業	当該営業（深夜における営業に限る。）
第二十二條第二項第五号	十八歳未満	午後十時から翌日の午前六時までの時間において十八歳未満
	第二条第一項第五号の営業に係る営業所にあつては、午後十時から翌日の午前六時までの時間において客として立ち入らせること	午後十時以後翌日の午前零時前の時間において保護者が同伴する十八歳未満の者を客として立ち入らせる場合を除く

(指示)

第三十一条の二十四 公安委員会は、特定遊興飲食店営業者又はその代理人等が、当該営業に關し、法令又はこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該特定遊興飲食店営業者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する

行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができ。
(営業の停止等)
第三十一条の二十五 公安委員会は、特定遊興飲食店営業者若しくはその代理人等が当該営業に關し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において著しく善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは

少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は特定遊興飲食店営業者がこの法律に基づく処分若しくは第三十一条の二十三において準用する第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該特定遊興飲食店営業者に対し、当該特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該特定遊興飲食店営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定により特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は特定遊興飲食店営業の停止を命ずるときは、当該特定遊興飲食店営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月（同項の規定により特定遊興飲食店営業の停止を命ずるときは、その停止の期間）を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第二款 深夜における飲食店営業の規制等

第三十二条第一項を次のように改める。
深夜において飲食店営業を営む者は、営業所の構造及び設備を、国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

第三十二条第三項中「第二十二條を「第二十二條第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「日出時」を「午前六時に」、「第二條第一項第八号」を「第二條第一項第五号」に改め、「同号の営業に係る営業所に關し、都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時」を削る。

第三十三条第六項中「日出時」を「午前六時に改める。

第三十五条の三第一号中「第二條第十一項を

「第二條第十三項」に改める。
第三十六条中、「無店舗型電話異性紹介営業を営む者」の下に、「特定遊興飲食店営業者」を加える。

第三十六条の二中「無店舗型性風俗特殊営業を営む者」の下に、「特定遊興飲食店営業者」を加える。

第三十七条第一項中「性風俗関連特殊営業を営む者」の下に、「特定遊興飲食店営業者」を加え、同条第二項ただし書中「第六号」を「第七号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 特定遊興飲食店営業の営業所
第三十八條第二項中「性風俗関連特殊営業」の下に、「特定遊興飲食店営業」を加え、同項第一号中「若しくは店舗型電話異性紹介営業」を「店舗型電話異性紹介営業若しくは特定遊興飲食店営業」に改める。

第三十八條の二第一項ただし書中「第六号」を「第七号」に改める。

第三十八條の三の次に次の一条を加える。
(風俗環境保全協議会)

第三十八條の四 公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、風俗営業、特定遊興飲食店営業又は第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業の営業所が集中している地域その他の特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして都道府県の条例で定める地域ごとに、当該地域を管轄する警察署長、当該地域の風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所の管理者又は当該酒類提供飲食店営業を営む者、少年指導委員、地域住民その他の関係者により構成される風俗環境保全協議会（以下この条において「協議会」という。）を置くように努めるものとする。

2 協議会は、風俗営業、特定遊興飲食店営業又は第三十三条第六項に規定する酒類提供飲

食店営業に關し、地域における良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすおそれのある事項についての情報を共有し、関係者の連携の緊密化を図るとともに、地域における良好な風俗環境の保全に対するこれらの営業による悪影響を排除するために必要な対策について協議を行うものとする。

3 協議会の事務に従事する者又は当該者であつた者は、当該事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

第三十九条第二項第五号中「第二十四条第六項」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」を加え、同項第六号中「第三条第一項」の下に「又は第三十一条の二十二」を、「第四号まで」の下に「これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」を加え、同項第七号中「第九条第一項」、「第十条の二第一項」及び「第四条第二項第一号」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十一条第一項中「第三十一条の二十一第二項第二号」の下に、「第三十一条の二十五」を加え、同条第二項中「第八条」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。第四項及び次条において同じ。)」を、「第十条の二第六項」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。第四項において同じ。)」を、「第三十一条の二十一第二項第二号」の下に「第三十一条の二十五」を加え、同条第四項中「第三十一条の二十一第二項第二号」の下に「第三十一条の二十五」を加える。

第四十一条の二中「第四条第一項第四号」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十一条の三第一項第一号中「第三条第一項」の下に「若しくは第三十一条の二十二」を、

「第七条の三第一項」の下に「これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」を加え、同項第二号中「第三十一条の二十一第二項」の下に「第三十一条の二十四、第三十一条の二十五第一項を加え、同条第二項中「無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業を」を「若しくは無店舗型電話異性紹介営業を営む者、特定遊興飲食店営業者若しくは接客業務受託営業を」に、「若しくは無店舗型性風俗特殊営業を」を「無店舗型性風俗特殊営業」に、「風俗営業の」を「風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の」に改める。

第四十二条中「第二十六条第二項」の下に「第三十一条の二十五第二項」を加える。

第四十四条の見出しを「(風俗営業者の団体等)」に改め、同条中「団体の下に」及び「特定遊興飲食店営業者が特定遊興飲食店営業の業務の適正化と特定遊興飲食店営業の健全化を図ることを目的として組織する団体」を加え、同条に次の一項を加える。

2 国家公安委員会又は公安委員会は、前項の規定による届出をした団体の自主的な活動の促進を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第四十九条第二号中「第三条第一項」の下に「若しくは第三十一条の二十二」を、「第七条の三第一項」の下に「これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「第十一号の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四号中「第三十一条の二十一第二項第二号」の下に「第三十一条の二十五」を加え、同条に次の一号を加える。

七 第三十一条の二十二の規定に違反して同条の許可を受けないで特定遊興飲食店営業を営んだ者

第五十条第一項第一号中「第二十条第十項」の下に「及び第三十一条の二十三」を加え、同項第三号中「第十号の二第一項」の下に「第三十一条

の二十三において準用する場合を含む。)」を加え、同項第四号中「第二十二号第三号」を「第二十二号第一項第三号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に、「第三十二号第三項」を「第三十一条の二十三及び第三十二号第三項に改め、同条第二項中「第二十二号第三号」を「第二十二号第一項第三号」に、「第三十二号第三項」を「第三十一条の二十三及び第三十二号第三項」に改める。

第五十一条中「第三十八号第三項」の下に「第三十八号の四第三項」を加える。

第五十二条第一号中「第二十二号第一号」を「第二十二号第一項第一号」に、「第三十二号第三項」を「第三十一条の二十三及び第三十二号第三項」に改める。

第五十四条第一号中「第五条第一項」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第九条第五項後段」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加え、同条第三号中「第十号の二第二項」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五号中「第二十四号第一項」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十五条第一号中「第六号の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第七号の三第三項」の下に「(これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」並びに第三十一条の二十三」を加え、同条第三号中「第二十号第十項」の下に「及び第三十一条の二十三」を加え、同条第四号中「第十号第一項」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五号中「第十号の二第七項」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十七条第一号中「第七号第六項」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」を加える。

含む。)」を加え、同条第二号中「第十号第三項」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「第十号の二第九項」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定並びに附則第四条、第五条及び第七号の規定 公布の日

二 次条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第二条 この法律による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「新法」という。第三十一条の二十二の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、新法第三十一条の二十三において準用する新法第五条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請に係る許可申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者は、五十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

(経過措置)

第三条 次の各号に掲げる営業に關し、この法律による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下この条において「旧法」という。)(の規定により公安委員会がした許可、許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは通知その他の行為又は旧法の規定によりされている許可の申請その他の行為は、それぞれ

れ当該各号に定める営業に関し、新法の規定により公安委員会がした許可、許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは通知その他の行為又は新法の規定によりされている許可の申請その他の行為とみなす。

一 旧法第二条第一項第一号又は第二号に該当する営業 新法第二条第一項第一号に該当する営業

二 旧法第二条第一項第三号に該当する営業で新法第二条第一項第二号に該当するもの又は旧法第二条第一項第五号に該当する営業 新法第二条第一項第二号に該当する営業

三 旧法第二条第一項第六号に該当する営業 新法第二条第一項第三号に該当する営業

四 旧法第二条第一項第七号に該当する営業 新法第二条第一項第四号に該当する営業

五 旧法第二条第一項第八号に該当する営業 新法第二条第一項第五号に該当する営業

2 前項各号に掲げる営業を営む者が当該営業に関し、この法律の施行前にした法令若しくは旧法に基づく条例の規定、旧法に基づく処分又は旧法第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反した行為は、新法第二十五条及び第二十六条の規定の適用については、それぞれ当該各号に定める営業を営む者が当該営業に関し、法令若しくは新法に基づく条例の規定、新法に基づく処分又は新法第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反した行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(旅館業法の一部改正)

第六条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「接待飲食等営業」の下に「及び同条第十一項の特定遊興飲食店営業」を加える。

(建築基準法の一部改正)

第七条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

別表第二(イ)項第二号及び(ロ)項第三号中、「ダンスホール」を削る。

第八条 建築基準法の一部を次のように改正する。

別表第二(二)項第三号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの」に改め、同表(ロ)項第三号(一)中「トリットル以上三十トリットル」を「トリットル以上三十トリットル」に改め、同号(二)中「〇・七五キロワット」を「〇・七五キロワット」に改め、同号(三)中「研磨機」を「乾燥研磨機」を「乾燥研磨機」に、「工具研磨」を「工具研磨」に改め、同号(四)の(三)中「研磨」を「研磨」に改め、同号(五)中「〇・七五キロワットをこえる」を「〇・七五キロワットをこえる」に改め、同号(六)中「一・五キロワットをこえる」を「一・五キロワットをこえる」に改め、同号(七)中「二・五キロワットをこえる」を「二・五キロワットをこえる」に改め、同号(八)中「十キロワットをこえる」を「十キロワットをこえる」に改め、同号(九)中「十キロワットをこえる」を「十キロワットをこえる」に改め、同号(十)中「めつき」を「メッキ」に改め、同号(十一)中「一・五キロワットをこえる」を「一・五キロワットをこえる」に改め、同項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「もの」の下に「又はナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの」を加え、同項第六号中「若しくは観覧場」の下に「ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの」を加え、同表(イ)項第二号中「ナイトクラブ」を削り、同表(ロ)項第三号中「ナイトクラブ」を削り、同表(四)号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの」に改め、同表(ロ)項中「若しくは観覧場」の下に「ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの」を加える。

(酒税法の一部改正)

第九条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十条第七号の二中「第二十二條第六号(禁止行為)を「第二十二條第一項第六号(禁止行為等)」に、「第三十二條第三項」を「第三十一條の二十三(準用)及び第三十二條第三項」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)の項中「第十条の二第三項」を「並びに第十条の二第三項及び第五項(これらの規定を第三十一條の二十三において準用する場合を含む。)」に改める。

第一部

内閣委員会会議録第十三号

平成二十七年六月十一日

【参議院】

平成二十七年六月二十三日印刷

平成二十七年六月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K